

(第一類 第二号)

衆第百九十二回国会

法

務

委

員

議

錄

第

二

(四〇)

平成二十八年十月十九日(水曜日)

午前九時二分開議

出席委員

委員長 鈴木 淳司君

理事

君、経理局長笠井之彦君及び刑事局長平木正洋君から出席説明の要求がありますので、これを承認するに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○鈴木委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。逢坂誠二君。

○逢坂委員 おはようございます。民進党の逢坂誠二でございます。

きょうはまたお世話になりますけれども、よろしくお願ひいたします。(発言する者あり)与党席から声がかかると、何か緊張いたします。さて、それでは早速、まず、きょうは一番目に、司法修習生の経済問題について先にお話を聞くお願いいたします。

司法修習生につきましては、二〇〇四年にそれまでの給費制から貸与制にするんだということが決められて、その後、二〇一一年にいわゆる貸与制といふものがスタートしたわけであります。しかししながら、この貸与制がスタートしてみると、司法修習生の皆さん、経済的に随分厳しいという声が各方面から上がりまして、現在、例えば日弁連、あるいは若手の法律家を目指そうとする皆さんなどがギナーズ・ネットなるものを組織して、随分いろいろな場面でこの給費制を復活させてほしいということを言っているわけであります。

私も、幾度もこれらの集会に出席をさせていただきましたし、先般も、札幌市であります、地元でありました集会にも出席をし、若手の法曹を目指す方々からいろいろな話を聞かせていただいだところであります。

これらの取り組みの中で、現在、国会議員が七百十七名、定数がいるわけでありますけれども、四百名を超える国会議員が、この給費制を復活させることで、何らかの形で司法修習生を応援する、そういうことについて、このギナーズ・ネットの皆さんのこところへメッセージを寄せたり、いろいろなコメントを寄せたりしているといふことがあります。

私は弁護士出身ということもありますので、知り合いの弁護士等から頼まれてメッセージを出したことは過去ございました。しかし、院内

るなコメントを寄せたりしているということあります。

この点について、まず三人の政務三役の方にお伺いしたいんですけれども、ギナーズ・ネットの取り組みについてメッセージを寄せたり、応援の声を出したりといったようなことを過去にやつてゐるのかどうか。七百十七分の四百を超えているのがあります。

○金田国務大臣 逢坂委員の御質問にお答えしますが、私は、ただいまの御質問にあつた院内の意見交換会にメッセージを寄せるということはありませんでした。そしてまた、これに出席をしたこともあります。

集会等に出席したかと言わると、記憶では、なかつたのかな、いろいろ予定が忙しくて、なかなか出席することはかなわなかつたのかなというふうに思つております。

○逢坂委員 それでお三方、メッセージを出す出さないはともかくとして、しっかりとそいつた

司法修習生あるいは若手の皆さんのが声に耳を傾けているのかどうか。七百十七分の四百を超えていりをちょっとお伺いしたいと思います。

○金田国務大臣 逢坂委員の御質問にお答えしますが、私は、ただいまの御質問にあつた院内の意見交換会にメッセージを寄せるということはありませんでした。そしてまた、これに出席をしたこともあります。

じぐらいの比率で、書籍代等を節約する、こういうこと。それが三番目に、交通費のかかる勉強会などへの参加を控える、こういうこと。さらに遠方での就職活動に支障が生じる。こういつことに影響が出ているんだということを言つてゐるわけであります。

さらに、私は弁護士でも法律の専門家でもありますけれども、一般国民から見ると、弁護士さんなどというのは高額所得の方が多くて、日々自適の生活を送つてゐるかは別にしても、とにかく高額所得の人が多いのではないかというふうに一般的に思われてゐるわけでありますけれども、全弁護士さんはなぜかといいますと、いろいろな理由はあるんですけども、例えは司法修習生のアンケートなどの結果を若干紹介させていただきますと、修習辞退を考えたことがあるかといふことで、二割程度の方が司法修習の辞退を考えたことがあると、修習生自身がアンケートに答えているんですね。その理由は何か。貸与制に移行したことによる経済的な不安、六三%の方がそのことによって修習を辞退しようかと思ったというふうに答えておりまして、ほかの項目も幾つかあるんですが、この経済的な不安というのが一番大きい理由になつております。

それから、もう一つですが、司法修習生の債務負担の重さといふことについてどの程度なのかとも、前向きに検討すべきである、そういうような趣旨のメッセージは出しております。しかしながら、副大臣につきましてからは、政府側に入ったときも、前向きに検討すべきである、そういうような結果なんですが、司法修習生への実態アンケートの結果なんですけれども、司法修習生の半数近くの方が、修習資金と奨学金を合わせて四百万円以上の一債務を負担しているということであります。

ただ、今法務省の方でいろいろな方とお目にかかり、そして現状についてのお話その他はしつかれており承っております。(発言する者あり)

だから、修習生の時点でもう相当な借金を抱えているんだということだらうと思ひます。

一方、さらにでありますけれども、貸与制になつてどんな影響が出ているかということでありますけれども、まず一つ、影響があると答えた修習生は、修習生全体の九割八九%に上つてゐる

ということ。どのような点で影響が出ているか。まず一番目に出るのが、生活費を節約する、七八%の人がそう答えてゐる。さらにもう一つ、同

法修習生の経済的な状況、そしてまたその支援のあり方については、そういう実態をよく今お聞きするところではございます。

したがつて、そのあり方については、法曹養成制度改革推進会議という会議の決定において、司法修習の実態、司法修習終了後相当期間を経た法曹の収入等の経済状況、それから司法制度全体に対する合理的な財政負担のあり方といったものを踏まえて、司法修習生に対する経済的支援の方を検討するというふうにされているところであります。

また、ことしの六月のいわゆる骨太の方針、それからことしの八月のいわゆる経済対策においても、司法修習生に対する経済的支援を含む法曹人材確保の充実強化を推進していかなければならぬといふことが言われているわけであります。

ですから、こういったことを踏まえて、最高裁判所等ともよくその辺を連携しながら引き続き検討していく、こういうふうに思っている状況でございます。

○逢坂委員 今大臣に御紹介いただきましたとおり、平成二十七年に法曹養成制度改革推進会議が司法修習生に対する経済的支援のあり方を検討するというふうに言っています。それから、ことしになりましたとしてから、いわゆる骨太の方針の中、司法修習生に対する経済的支援を含む法曹人材確保の充実強化を推進すると言っています。これが六月。さらに、ことしの八月になつて、未来への投資を実現する経済対策の中で、司法修習生に対する経済的支援を含む法曹人材確保の充実強化等の推進というふうに言っているわけでありますので、検討から推進に変わったんだということです。関係者の皆さん非常にこれを期待しているんですね。

大臣には、今これを御紹介いただいて、文言をお読み上げいただいたわけでありますけれども、検討から推進に変わっているわけですから、具体的にそれではどう推進するんだ、検討の段階から推進の段階に入つたんだというふうに関係者の皆さん非常に期待感を高めているわけであります。具体的にどういうふうな日程感で検討されるのか、もし今の時点で何かあれば、加えて御答弁

いただければと思います。

○金田国務大臣 ただいまの御指摘に対しては、私ども法務省としましては、関係機関という御承知のとおり最高裁判所でございますし、そしてまた、その最高裁判所との連携協力のもと、やはり法曹の経済状況の調査といったようなものを、所要の調査を実施して、そして、先ほど申し上げた文部科学省と共催をする協議会の場を通じて、あるいは最高裁や日弁連といったところと必要な連絡協議を進めているという状況にある、このようないい認識をしております。

○逢坂委員 この間、若手の法律を勉強する皆さんと話を聞いて、こんな話が出ました。国議員は七百七十七名いる、そのうち四百名を超える皆さんがこの給費制の復活、何らかの形で司法修習生を応援するということについて賛同している、国会議員の半数以上が賛成しているのに、なぜこれが動かないんですかという話をされたんですね。国会議員のしゃべっていることというの、その場しだいでまやかしながらも言われるわけです。やはり、そうならないように、具体的な取り組みを検討します、推進しますと、言葉では確かに進化しているように見えますけれども、きょうの答弁の中では具体性が必ずしも感じられないわけでありますので、具体性のある取り組みをしていただきたいというふうに思います。

○逢坂委員 この問題については、ぜひ、多くの国会議員が賛同しているという現実も踏まえて、積極的に取り組んでいただきたいということを重ねて申し上げさせていただきます。

それでは、次の問題に移らせていただきます。大臣所信の中のことについて幾つかやりたいと思つていてるんですが、まず、入国する外国人が今非常にふえているということでありまして、それに取り組んでおられるといふことですが、まず、入国する外国人が今非常にふえているということでありまして、それに関して大臣も、「必要な人的、物的体制の充実強化に計画的に取り組んでおり」ということをおっしゃつておられます。本年十月から上陸審査において顔画像照合を実施する、それから、同じく十月からはバイオカードなるものを導入するということで、「入国審査の高度化に努めてまいります。」ということを言っておられます。この顔画像照合とバイオカードの導入の状況、そしてそこの内容、さらには今後どういう方針でいるのか、ちょっと事務の方から教えていただければと思います。

○井上政府参考人 最初に、顔画像照合の方から御説明させていただきます。

この顔画像照合というのは、テロリスト等の人間阻止を行つていうような目的で導入しています。この仕組みは、現在も審査ブースで、外国人の

うことをしなければ、法曹人材が育つていかないのではないかと思いますし、私は、法律家になる

のではないかなと思いますし、私は、法律家になる人はいろいろな境遇の人があることが大事だと思ひますので、これで私の質問、この問題についてはやめますけれども、もし、さらに大臣の方から付言するがあれば、おつしやつていただければと思います。

○金田国務大臣 逢坂委員の御指摘はしっかりと受けとめています。ただ、関係する機関もござります。そしてまた、今、検討しているその努力の中にあるというところを御理解いただきたい。したがつて、最高裁判所とも連携協力しながら、引き続き検討を続けていきたい、このように思つております。

○逢坂委員 この問題については、ぜひ、多くの国会議員が賛同しているという現実も踏まえて、積極的に取り組んでいただきたいと、それをして申し上げさせていただきます。

それでは、次の問題に移らせていただきます。大臣所信の中のことについて幾つかやりたいと思つていてるんですが、まず、入国する外国人が今非常にふえているということでありまして、それに関して大臣も、「必要な人的、物的体制の充実強化に計画的に取り組んでおり」ということをおっしゃつておられます。本年十月から上陸審査において顔画像照合を実施する、それから、同じく十月からはバイオカードなるものを導入するといふことです。「入国審査の高度化に努めてまいります。」ということを言っておられます。この顔画像照合とバイオカードの導入の状況、そしてそこの内容、さらには今後どういう方針でいるのか、ちょっと事務の方から教えていただければと思います。

○井上政府参考人 最初に、顔画像照合の方から御説明させていただきます。

この顔画像照合というのは、テロリスト等の人間阻止を行つていうような目的で導入しています。この仕組みは、現在も審査ブースで、外国人の

入国に際しましては指紋と顔写真の提供をお願いしておるわけでございますが、そこで提供いただいている顔写真のデータを使いまして、新たに、

空港の審査端末の機能を拡充してやるものでござりますので、施行と同時に全国の空海港の審査ブースでの機能が稼働し始めているところでございます。

こちらにつきましては、特に専用の機械を入れておるわけではございません。現在使っております審査端末の機能を拡充してやるものでござりますので、施行と同時に全国の空海港の審査ブースでの機能が稼働し始めているところでございます。

したがいまして、今後につきましては、ハードというよりソフトの面の充実、つまり、照合対象となるブラックリストの中をよりよく、それをさらに充実させていくことによりましてこの機能を一層効果あるものにしていきたい、そのように進めていきたいと考えております。

続きまして、バイオカードでございますが、これはも、現在、外国人の入国に際しましては、空港の審査ブースでいろいろな審査をする中で、顔写真と指紋という個人識別情報の提供をいただいています。その採取の時間というものが相当程度かかりますので、その部分を、審査を待つために並んでいただいているその間に提供していただき、それを電波で審査の方の機械に送りまして、審査ブースにおける審査時間の短縮を図るといふ、そのような構想に基づく措置でございます。

したがいまして、これは新しい機械を導入していく必要がありますので、まず最初に関西空港、高松空港、那覇空港の三空港に導入いたしまして、この十月から運用を始めてございます。

今後の展開につきましては、まず二十八年の補正予算におきまして、成田空港等十二空港に導入するための措置をいたしておりますので、できだけ速やかにこれら空港に配備していく所存で

۱۷۰ مکالمه

その他の空港につきましては、既に導入済みの空港における運用の状況でございますとか、今後各空港における外國人の入国者数、審査等

税関を取り巻く環境につきましては、御指摘の
ように、訪日外国人の旅行者というものがことし
に入りましてからも増加が続いている状況でござ
います。

また、海外でのテロ情勢が深刻化する中で、テ

をしたかしないかよくわからない、でも、現場では警察から、あなた、交通違反ですねと言われた。でも、いやいや、したかしていないかわからないんだけれどもなど言つて、そこで反則金の切符が切られる。そうしたときに、本人は、いや、したかしないかわからないのに反則金の切符を切られたのはちょっと腑に落ちない、納得できない

とはケースとしてはあり得ないという判断でよろしいでしようか。

○長谷川政府参考人 お答えいたします。

御指摘のとおり、あり得ないということになりました。

○逢坂委員 それで、次になんですが、今度、検察に送られた場合、起訴猶予となる、あるいは起

○逢坂委員 入国の審査というのは、海外から来られた方にとつてみると、日本のはます最初、第一印象、そこでどうなるかということが非常に大きいと思います。その一方で、しっかり審査をしなければ、おかしな方が入ってくるということでも困るわけであります。

今後も訪日外国人旅行者の増加というものが見込まれる中で、平成二十九年度の定員要求では、今、プラス百四十人、こういう純増要求を行つております。

おりますので、ちょっとお伺いしたいと思いま
す。

とも、たゞ起訴猶予で不起訴になつた場合、それがに不満がある、いやいや、そうはいうものの、私も弁明の機会が欲しいんだよなというようなときに、当事者がこれについて弁明する機会といふのをもつておきたい。

したがいまして、そういうことのないようになります。これからもしっかりと入国審査、円滑化と同時に厳格化ということ、両方を追求していただきたいと思います。

○逢坂委員 私自身も、総務省で定員管理の仕事を携わさせていただいたとき、当時は、海上保安庁、それから刑務官、それから出入国の関係者、こういったところは、定員を減らせ減らせという

違反者から事情聴取をするのが通例ではございま
す。
ただ、呼び出しに応じない場合は、違反者か
らの事情聴取をすることなく、検察庁へ事件送
致することもございます。
以上でござります。

は、刑事訴訟法の百九十八条第一項で、検察官は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、被疑者の出頭を求め、これを取り調べることができるという形で規定しております、結局、取り調べを行うかどうかというものについては、個別具体的な事件の捜査処理の中での必要性の判断に応じて行うことになります。

私の地元函館にも税関があるわけですが、北海道内のいろいろなところへそこから出向いていくつて検査、審査をしなければならないということとありますので、財務省に来ていただいておりますが、税関の職員の推移について御説明いただけますか。

けれども、交通違反をした際に、本人は交通違反

しに応じないというケースの場合は事情聴取などはそもそもできないわけですから、それは多分そうだと思いますが。

されば、重ねてお伺いですが、呼び出す行為、あるいは、その当事者と接点を全く持たない中で検察庁へ送るということはあり得ないということ、通知も何もしないで検察庁へ送るということ

したがいまして、個別の事件におきましては、被疑者の呼び出しの要否なんかについて適切に検察が判断した上で、事案によつては呼び出しをしないで、取り調べをしないで処分を行う、御指摘の点でいえば起訴猶予という形で不起訴、こういうふうに処理する場合もあるものと承知しております。

○逢坂委員 重ねてでありますけれども、そうなつた場合、起訴猶予になつた場合に、被疑者がその処分について、自分は不満である、一般的にはなかなかそういうケースは少ないのかもしれませんけれども、そういう場合に、不満を申し立てる方法というはあるんでしょう。○林政府参考人 実務上、まず上級検察官の長に対しまして不服を申し立てて、その監督権の発動を促すということは可能でございます。この場合、このような不服の申し立てがあつたときは、その上級検察官におきまして、それについての処分の当否を検討することとなります。

ただ、法制度といたしまして、例えば公訴については検察官が行うことにされておりますので、現在、その例外というのは、例えば検察審査会における強制起訴とか、あるいは一定の犯罪について準起訴手続というような形がございますが、いずれにしても、それは告訴、告発を行つた者が不起訴処分となつたことについて不服があり、そういう方向からの請求あるいは申し立てによつて発動される制度でございますけれども、委員御指摘のように、不起訴処分となつた被疑者の方からの申し立てによつて、例えば検察官の公訴ではなくて別の公訴提起がなされる、このような制度は存在しております。

○逢坂委員 制度的には存在しない、だがしかし、実務上、上級検察官の長に対して不服を申し立てるとは可能だ、そういう理解でよろしいわけですね。はい、わかりました。ありがとうございます。それから、もう一つ同じような種類の話なんですがれども、検察に事件を送致して、起訴するか起訴しないか、これは検察官の専権事項といふうに私は理解をしておりますけれども、ただ、起訴された案件の有罪率、これも幾度いろいろな場面で言われているところですが、起訴された案件の有罪率は九九%を超えている。このことについて、過去の国会質問などを見ておりますと、起訴されて、ほとんどが有罪になつ

てしまふわけだから、これが犯罪であるかないかでなくて、あらかじめ検察の側によつて決められた犯罪についての量刑、刑の重い軽い、それだけを判断しているのではないかという趣旨の指摘も過去にあつたようではありますけれども、まず一つ、三権分立に反しているのではないかという点について、どうお考えでしょうか。

○平木最高裁判所長官代理人 裁判所は、検察官が起訴した個々の事件につきまして、それぞれの裁判体が、証拠に基づいて誠実に、有罪、無罪について審理、判断しております。有罪率は、そうした個々の事件における裁判体の判断の積み重ねでございますので、有罪率が高い、あるいは低いということにつきまして、事務当局といたしましては、お答えを差し控えさせていただきたいと存じます。

○逢坂委員 法務省の事務方はいかがでしようか。○林政府参考人 確かに、有罪率の数値といつものは、個別具体的な事件の判断の集積でございます。ですから、それが高いことによって三権分立に反しているかどうかということについてはお答ええることは困難でございますけれども、いずれにましても、検察当局におきましては、必要な捜査を尽くして、収集し得た証拠を総合的に検討して被告人を起訴して、裁判所におきまして、無罪推定の原則のもと、慎重な審理を尽くした上で有罪判決を言い渡しているということだと私は承知をしておりますので、三権分立に反しているという考え方にはならない、私はこのように考えていました。

○金田国務大臣 委員御指摘の点につきましては、ただいま法務省の事務方、林刑事局長から申し上げたとおりだと私も思つております。

一般論として、検察当局というのは、必要な捜査を尽くして、収集し得た証拠を総合的に検討して被告人を起訴して、裁判所におきまして、無罪推定の原則のもと、慎重な審理を尽くした上で有罪判決を言い渡しているということだと私は承知をしておりますので、三権分立に反しているという考え方にはならない、私はこのように考えていました。

○逢坂委員 この問題、結構奥が深いような気がしますので、きょうはこれにとどめさせていただきますが、これからも、あるべき検察と裁判の姿を探っていくために、またいつかの時期にやらせていただきたく思います。

それでは、また大臣所信の方へ戻らせていただきたいと思います。

○逢坂委員 今大臣から御紹介いただきました

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

すね。二十二年にも改正法案の準備をしたという経過があるわけですが。この問題について慎重に検討するというのは、私もそうだとは思っていますが、大臣御自身として、この制度をどう思われますでしょうか。

といいますのは、現に今、国会の中にも、事実上、選択的夫婦別氏的な、的なるといいましょうか、戸籍名を使わずに仕事をされている方も多いらっしゃるように認識しております。ただ、その方が大臣などになられたときに、公文書として発出される名前を見ると、あれ、大臣がかわったのかなと思うと、いや、実はこれが本名なんです、ふだんは別の名前を使っているんですねというようなケースもあるわけですね。

だから、そういう観点からしてみますと、慎重に審議をするといいわけありますけれども、大臣自身のお考えというのは、どちらかといえば賛成なのかとか、どちらかといえは問題ありなのかといったようなあたりはいかがでしよう。

○金田国務大臣 委員の御指摘につきましては、私としては、やはり我が国の家族のあり方に深くかかわる問題であるということがありますし、また国民の間にもいろいろな根意見があるといふに受けとめておりますので、やはり、国民的な議論を踏まえながら、検討、対応していく必要があるという思いを申し上げさせていただきます。

○塙坂委員 これでこの問題の最後の質問にしたいと思いますけれども、国民的な議論を持ちたいというようなこと、それから、いろいろな議論があるんだということ、私もそうだと思います。

夫婦の間だけのことを思えば、割とそんなりうふうにも思いますが、簡単ではないといふうには感じます。しかしながら、社会の中では、事実上、選択的夫婦別氏的な振る舞いをしてい

る人が相当ふえているわけですし、最高裁からも

り考え方と一緒に申し上げざるを得ないと思いま

す。

やはり、死刑制度の存続、廃止というその点につきましては、我が国の刑事司法制度の根幹にかかわる重要な問題である、このように受けとめて

おります。したがつて、国民世論に十分配慮しな

ませんでしたけれども、どちらかといえば、これについては後ろ向きなのかなという印象を受けざるを得ないのでありますけれども、私は、後ろ向

きは後ろ向きでいいと思うんです、そういう考

えもあるということですから。大臣の考えを明確にしておくことの方が私はよいのではないかというふうに思いますけれども、改めていかがでしようか。

○金田国務大臣 今さまざま御意見があるといふことを委員もお認めいただいております。私もそうしたさまざまな意見をしっかりと受けとめて、自分の考えというものをまとめていただきたいな、このように思つております。

○塙坂委員 これから考え方をおまとめになるといふことでありますので、またいずれかの機会に、私以外の人も多分やると思いますので。結構これは、与党の中にも、この制度についてもと深く考えたらしいんじゃないかなとおつしやつてある方をおられるように私は感じておりますので、大臣、ぜひ、早目におまとめいただき、また御表します。

○塙坂委員 それでは次に、もう一つでありますけれども、これも大臣が就任されると必ず聞かれる問題かと思いますが、死刑制度についてどう思うかということがあります。

死刑制度について、廃止論者の方もいるのもこ

とでありますけれども、死刑制度に対する考え方があるのもまた事実であります。冤罪事件、これが

あるのをもたらすことがあります。死刑制度に対する復活させることはできないわけありますので、その意味で、死刑というのは非常に厳しい制

度であることも事実だと思います。そして、人が人を合法的に殺してしまってそのものの悲

惨さということも大きいのだというふうに思いま

す。

したがいまして、いろいろな考え方があるとい

うことありますけれども、世界的な趨勢を見る

と、必ずしも死刑を選択している国ばかりではな

いというのも現実だと思います。

そこで、大臣、これはさまざまな議論があるん

だ、慎重に対応してまいりたい、大臣としては死

刑制度の廃止の考えはないということあります。

けれども、国民世論を、いろいろな考え方を引き出すためにも、あるいは国民の皆様にも理解していただるために、これは実は必ずしも通告はしておらなかつたのでありますけれども、今後この問

題に、大臣、どのように取り組んでいかれるおつもりでしようか。

○金田国務大臣 ただいまの御質問に対しましては、先ほど申し上げました私の思いに加えて、やはり死刑の判決というのは、極めて凶悪、重大な罪を犯した者に對して、裁判所が慎重な審理を尽くした上で言い渡すものであるということも考

えなければいけないというふうに思つております。

○塙坂委員 したがつて、その執行ということに思いをめぐらした場合には、裁判所の判断を尊重しつつ、法の定めるところに従つて慎重かつ厳正に対処することも必要なではないか、こういうふうに思つておるところであります。

○塙坂委員 今、死刑の執行そのものについての考え方だつたかと思いますが、私は、この死刑制度をこれからどう考えていくのか、どのように國民的なさまざまな議論を引き出し、かつまた、この死刑制度に対する将来に向かつてのあり方をどう考えていくのかという意味で質問させていただきましたけれども、よろしいですか、それ。

(金田国務大臣)「もう一回」と呼ぶ)それでは。

○金田国務大臣 委員の御指摘がそちらに重点があつたというお話をござりますので、補足させていただきます。

死刑のあり方というものは、先ほども申し上げたので言わなかつたんですが、我が国の刑事司法制度の根幹にかかわる問題であるということがあ

る人が相当ふえているということもありますので、議論を待つということ、慎重にということよりも、もう一步踏み込む時期に来ているのではないかと私は思うわけです。

今の大臣の答弁を聞いてみると、明言はいたしませんでしたけれども、どちらかといえば、これについては後ろ向きなのかなという印象を受けざるを得ないのでありますけれども、私は、後ろ向きは後ろ向きでいいと思うんです、そういう考え方もあるということですから。大臣の考えを明確にしておくことの方が私はよいのではないかというふうに思いますけれども、改めていかがでしようか。

○金田国務大臣 今さまざま御意見があるといふことを委員もお認めいただいております。私もそうしたさまざまな意見をしっかりと受けとめて、自分の考え方というものをまとめていただきたいな、このように思つております。

○塙坂委員 これから考え方をおまとめになるといふことでありますので、またいずれかの機会に、私以外の人も多分やると思いますので。結構これは、与党の中にも、この制度についてもと深く考えたらしいんじゃないかなとおつしやつてある方をおられるように私は感じておりますので、大臣、ぜひ、早目におまとめいただき、また御表します。

○塙坂委員 死刑を廃止することは適当ではないという考え方、私はそれも一理あるといふふうに思います。犯罪被害に遭われた方々の心情を思うと、やはり、これはもう、死刑ということをもつても、そのつらい気持ちを補うといいましょうか、それを乗り越えるということはできない、そういう本当に悲しい、悲惨な思いをされている方々がいる、これは私は事実だと思います。したがつて、死刑を廃止すればそれでいいんだというふうに思つています。

○塙坂委員 これも大臣が就任されると必ず聞かれる問題かと思いますが、死刑制度についてどう思うかということがあります。

○塙坂委員 それでは次に、もう一つでありますけれども、これも大臣が就任されると必ず聞かれる問題かと、あるんだということ、私もそうだと思います。

死刑制度について、廃止論者の方もいるのもことでもあるのかなという気もするんですが、それでは子供はどうするんだとかということになると、そこはまだ一つハードルが上がるだろうといふうにも思いますが、簡単ではないといふうには感じます。しかしながら、社会の中では、事実上、選択的夫婦別氏的な振る舞いをしてい

るお考えですか。

○金田国務大臣 ただいまの御指摘に対しましては、ストレートにというお話ですが、私は、やは

お答えください。

○小山政府参考人 お答え申し上げます。

まず、平成二十四年の司法試験についてでございますが、合格者数は二千百二名、うち予備試験合格者数は五十八名、合格者数の比率は二・七六%でございます。

続きまして、委員御指摘の平成二十六年の司法試験についてでございます。合格者数は千八百三名、うち予備試験合格者数の比率は九・〇一%でございます。

最後に、平成二十八年司法試験についてでございます。合格者数は千五百八十三名、うち予備試験合格者数の比率は一四・八五%でございます。

以上でございます。

○枝野委員 明らかに急激に予備試験組がふえている。実数でいって、この五年で四倍、しかも、最終合格者数が減っている中です。比率でいうと七倍弱、六倍を超えているのかなという状況でございます。

それぞれ今申し上げた年度において、法科大学院別の最終合格者数が最も多い法科大学院の最終合格者数、合格率の最も高い法科大学院の合格率、それぞれ今の三つの年度について確認をいたします。

○小山政府参考人 お答え申し上げます。

まず、平成二十四年の司法試験についてでございます。合格者数が最も多かった法科大学院、これは中央大学の法科大学院でございまして、合格者数三百二十六名でございます。十四年でございますが、合格率が最も高かつた法科大学院、これは一橋大学の法科大学院でございまして、合格率五七・〇四%。ちなみに、受験者数は百三十五名、合格者数七十七名ということでございます。

続きまして、平成二十六年の司法試験についてでございます。合格者数が最も多かった法科大学院、これは早稲田大学の法科大学院でございまして、合格率は六一・五二%でございます。

○枝野委員 まず、予備試験組の最終試験の合格率が最も高かつた法科大学院でございます。これが法科大学院修了者で、合格率が五三・〇六%。これは受験者数が二百四十五名で、合格者数が百三十名ということです。

以上でございます。

○枝野委員 もう一つ確認したいと思います。予備試験合格資格で受験した者の司法試験における合格率、これはこちらから言いますので、間違いないかどうかを確認させてください。

平成二十四年度が六八%余り、平成二十六年が六七%弱、平成二十八年度が六一%余、これで間違いないですね。

○小山政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおりでございまして、平成二十四年司法試験につきまして、司法試験予備試験合格資格での受験者数八十五名、合格者数五十八名でございまして、合格率は六八・二四%。

平成二十六年の司法試験でございますが、司法試験予備試験合格資格での受験者数二百四十四名、合格者数は百六十三名、合格率は六六・八〇%でございます。

平成二十八年司法試験についてでございます。司法試験予備試験合格資格での受験者数が三百八十二名、合格者数は二百三十五名でございまして、合格率は六六・八四%でございます。

以上でございます。

○枝野委員 もう一つ確認したいと思います。予備試験合格資格で受験した者の司法試験における合格率、これはこちらから言いますので、間違いないかどうかを確認させてください。

平成二十四年度が六八%余り、平成二十六年が六七%弱、平成二十八年度が六一%余、これで間違いないですね。

○小山政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおりでございまして、平成二十四年司法試験につきまして、司法試験予備試験合定は、試験の独立性、中立性を確保する見地から、先ほど申し上げたように考査委員に委ねられておるわけであります、その判定に基づいて司法試験委員会が決定するということになつております。

そして、予備試験の合格者については、その判定は、試験の独立性、中立性を確保する見地から、先ほど申し上げたように考査委員に委ねられておるわけであります、その判定に基づいて司法試験委員会が決定するということになつております。

○枝野委員 そして、その上で、制度論です。法科大学院別で一番多いところでも今百五十五人の合格者を出しているのに、予備試験組が二百三十五名になった。もはや予備試験が司法試験の王道であると位置づけていいですね。これはどちらでもいいです、大臣でも政府参考人でも。

○小山政府参考人 お答え申し上げます。

王道かどうかというのは評価にわたるところでございまして、こちらの事務官として答弁するのには差し控えさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○枝野委員 いや、いい答えをいただいた。王道ではないと言われない答えが大事なことだと思います。

法科大学院を出て司法試験に受かって法曹になる道もあるけれども、一番オーランドックスな道は、予備試験を受けて予備試験に早く受かって司法試験に受かる方が、これが法曹になる道として

率は六割前後で推移をしています。これは、もともと法科大学院という制度を設計したときに、出

たら五、六割の人は合格する、法科大学院を卒業した、修了した程度の資格を予備試験で確認しているということなので、この六割程度の合格率といふふうに私は理解していますが、これでよろしいでしようか。

○金田国務大臣 ただいま委員が御指摘になりますが、この年、合格率が最も高かった法科大学院でございますが、こちらは一橋大学の法科大学院でございまして、合格者数が五百五十五名でござります。それで、合格率の方でございますが、この年、合格率が最も高かった法科大学院でございますが、こちらは一橋大学の法科大学院でございまして、合格者数が五百五十五名でござります。それでは、合格率が最も多くなった法科大学院でございまして、合格率四九・六一%。受験者数百二十七名、合格者数六十三名と把握しております。

以上でございます。

○枝野委員 どうこうという話じゃありませんが、これは政府の、法科大学院修了者と同程度の学識、能力等を有するかどうかを判定することを目的として行われる、こういうふうになつております。予備試験の合格者については、予備試験考査委員の合議による判定に基づいて司法試験委員会が決定するものとされております。

したがつて、予備試験の合格者というものは、実際の試験結果に基づいて適正に決定されているわけですが、法科大学院修了者と同程度の学識、能力を有するかという観点から司法試験委員会において決定されているんだ、このように承知しております。

そして、予備試験の合格者については、その判定は、試験の独立性、中立性を確保する見地から、先ほど申し上げたように考査委員に委ねられておるわけであります、その判定に基づいて司法試験委員会が決定するということになつております。

法科大学院別で一番多いところでも今百五十五人の合格者を出しているのに、予備試験組が二百三十五名になった。もはや予備試験が司法試験の王道であると位置づけていいですね。これはどちらでもいいです、大臣でも政府参考人でも。

○枝野委員 そして、その上で、制度論です。法科大学院別で一番多いところでも今百五十五人の合格者を出しているのに、予備試験組が二百三十五名になった。もはや予備試験が司法試験の王道であると位置づけていいですね。これはどちらでもいいです、大臣でも政府参考人でも。

○小山政府参考人 お答え申し上げます。

王道かどうかというのは評価にわたるところでございまして、こちらの事務官として答弁するのには差し控えさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○枝野委員 いや、いい答えをいただいた。王道ではないと言われない答えが大事なことだと思います。

開いているんです。

つまり、実は、予備試験は法科大学院修了者よりも高い合格率を誇っている。実は、ずっとトップなんですね、合格率。しかも、差が開いているということは、これは実は予備試験が厳しくなっているんじやないか、予備試験組がふえていくことに對して警戒心を持つて、厳しくなっているんじゃないかという疑いが持たれます。

確かに、考査委員が考査をするので、政治的にも高い合格率を誇っている。実は、ずっとトップなんですね、合格率。しかし、差が開いているということは、これは実は予備試験が厳しくなっているんじやないか、予備試験組がふえていくことに對して警戒心を持つて、厳しくなっているんじゃないかという疑いが持たれます。

は一番オーソドックスだよねと私は思っていますし、弁護士になりたいと言っている若い人から相談を受けたらそう答えていましたが、間違っていますよね。

○小山政府参考人 满みません、重ねてになります。すけれども、事務当局として、この点についての答弁は差し控えさせていただきたいと思います。

○枝野委員 僕は、そもそも司法試験制度改革のとき、法科大学院は機能しないんじやないかということを厳しく指摘しました。参考人でおいでいただいた佐藤幸治先生とも激しくやり合いました。予備校がけしからぬみたいなことを言つたので、予備校の実態を知つているのかと言つたら、いや、知らぬとそのとき答えながら、これを強行したんですね。

案の定、法科大学院へ行くよりも予備試験の勉強をした方が司法試験に受かりやすいと思われても仕方がない結果が現に出てるし、どの法科大学院の出身者よりも、法曹の中で多数派を占めるのは予備試験組というところにもう入つてきている、こういう実態にあるということを、今のこの合格率、合格者の数、予備試験組と法科大学院組との数や比率について、これは大臣に通告していただと思います、これについての認識、どう考えていらっしゃるか、お答えください。

○金田国務大臣 予備試験の合格者、そして法科大学院の修了者、同程度の学識、能力等を有するかどうかを判定する目的の予備試験でございまして、その結果、このよくな形で出ているというデータの御指摘がございました。

予備試験の合格者というのは、実際の試験結果に基づいて適正に決定されているものと承知をしておるところでございますし、先生の御意見はそのように受けとめておきたいと思います。

○枝野委員 何をお答えになつたか、よく意味がわからない。

私は、要するに、司法制度改革の中で司法試験制度改変をして、法科大学院をつくったのが今までついていないんじやないかという指摘をしてい

るんですが、これは制度の問題ですから、大臣、うまくいっていると思っているのか、それとも、どうも問題が大きいと思っていらっしゃるのか。

今、予備試験組が合格率が高くて、数也非常にふえている、この現状についてどう思つていらっしゃるのか教えてくださいということです。

○金田国務大臣 有為な人材が法曹を希望して、質の高い法曹が多数輩出されるということが重要であります。法曹養成制度改革推進会議決定といふものもございます。そういうものを踏まえて、さまざまな取り組みをしているわけでございま

す。

法務省としても、文部科学省と連携を図りながらこの課題には臨んでいかたいと思いますけれども、その会議におきまして、平成三十年度までを法科大学院集中改革期間と位置づけて、文部科学省においては、法科大学院の抜本的な組織見直し、教育の質の向上を図るために取り組みを進めています。

○枝野委員 別に改革しなくていいんですよ。みんな予備試験を受けて法曹になつてくれればいいんだから。

そもそもが、これは文部科学省にも来ていただき立地入学金が二十八万円余り、年間授業料が八十万円余り、年間百万円以上かかる。私は幅があるけれども、初年度納付金で百二十万から二百万円ぐらいで、初年度納付金で百五十万ぐらい、授業料で百二十万ぐらい。こういう授業料を、二年生ないし三年、法科大学院の学生から取つているわけですね。間違いないですね。

○義本政府参考人 お答えさせさせていただきます。

法科大学院につきましては、御指摘のとおり、法科大学院の運営に充てるということで、国立大学については国立大学運営費交付金の中から、私立大学については私立大学等経常費補助金の中から一部補助をさせていただいているところでござります。

○枝野委員 しかも、法科大学院、二百万、三百萬という金を取つておいて、法科大学院を修了しながら司法試験に最終合格をしていない人が全体の四五%ぐらいに及んでいるのかな、一万人を超えていると聞いているんですけども、これで間違いないでしょうか。

○義本政府参考人 もう何年前だろう、三十五年ぐらい約百五十三万円となつておるところでございま

前かな、私が司法試験を受けるためにはこんな金は取られませんでした。大学の法学部を卒業すればというか、厳密に言えば教養課程を修了すれば、それ以上学費を払わないといかぬというルルになつていなかつた。あとは受かるかどうかと

いう問題だけでした。

それぞれの個々人の負担が、国公立で二年コ一スでも二百万以上負担をさせているわけですよ。

しかも、これは、数字はこちらで言いますが、法科大学院には、国立大学の場合でも運営費交付金、私立大学であれば私立大学等のいわゆる助成金が行つてゐるわけですよ。もちろん、大学が法科大学院をつくるときにはいろいろなものを組みかえて、だから、厳密に、そこに今行つてゐる金が、法科大学院制度がなければ行つてない金かということになるとまた違いがあるから、これは厳密には詰めませんが、法科大学院という組み立ていくこととされたところであります。

そもそもが、これは文部科学省にも来ていただき立地入学金が二十八万円余り、年間授業料が八十

万円余り、年間百万円以上かかる。私は幅があるけれども、初年度納付金で百二十万から二百万円ぐらいで、初年度納付金で百五十万ぐらい、授業料で百二十万ぐらい。こういう授業料を、二年生ないし三年、法科大学院の学生から取つているわけですね。間違いないですね。

○義本政府参考人 お答えさせさせていただきます。

法科大学院につきましては、御指摘のとおり、法科大学院の運営に充てるということで、国立大

学校については国立大学運営費交付金の中から、私立大学については私立大学等経常費補助金の中から一部補助をさせていただいているところでござります。

○枝野委員 しかも、法科大学院、二百万、三百萬という金を取つておいて、法科大学院を修了しながら司法試験に最終合格をしていない人が全体の四五%ぐらいに及んでいるのかな、一万人を超えていると聞いているんですけども、これで間違いないでしょうか。

○義本政府参考人 もう何年前だろう、三十五年ぐらい約百五十三万円となつておるところでございま

ルルがございますけれども、受験資格が満了しました平成二十三年度までの修了者につきまして、二万九千七百六十三人おりますけれども、司法試験を一回でも受験したにもかかわらず最終合格に至らなかつた者につきましては、一万三千四百四十五人でございまして、御指摘のとおり約四

五%になつてゐるところでございます。

○枝野委員 二百萬、三百万お支払いをされて、昔の制度と違つて受かりやすいよというふれ込みだつたはずなのに、五回受けても、全部が五回受けているわけじゃないかもしれませんけれども、四

五年は法曹資格を取れなかつた。

その人たちがどうしているのか調べたんですかとお尋ねをしたら、就職しましたとか、もともと社会人をやつていて法科大学院に入ったのでもとが行つていてるわけですよね。これは、昔の制度が行つたことで、例えば国立大学であれば年間二十七億円、おおむね法科大学院に回つてゐるだらたらこんなものは要らなかつたということですね。

もう思われる税金が行つていてるわけです。私立の法科大学院では二十七年度で二十三億円、国費が行つていてるわけですよね。これは、昔の制度をつくつたことで、例えば国立大学であれば年間五%は法曹資格を取れなかつた。

その人たちがどうしているのか調べたんですかとお尋ねをしたら、就職しましたとか、もともと社会人をやつていて法科大学院に入ったのでもとが行つていてるわけですね。これは、昔の制度が行つたことで、例えば国立大学であれば年間五%は法曹資格を取れなかつた。

文部科学省が各法科大学院に対しまして毎年実施しております調査によりますと、受験資格を満了した者、平成二十三年度までの修了者で司法試験最終合格に至らなかつた者のうち、就職または前職へ復帰した者が約二二%、進路不明の者は約七〇%となつてゐるところでござります。

なお、不合格者につきましては、各法科大学院がその後の進路の把握をやつておりますけれども、回答が得られなかつた場合が多くなりました

結果として多数が進路不明になつてゐるところでござります。

○枝野委員 そもそも、法科大学院をつくることについて、百歩譲つて一理あるとすれば、マスク教育じゃなくて少人数で、実務にも役立つよう

な教育をしてみたいな話だつたはずなんですよ。ということは、アンケート的なものはともかく

として、みんな弁護士か裁判官か検事になれるつもりで入つてきて、高い金を払つて、でも受からなかつた人を、法科大学院やその教員とかが、いや、それで受からなかつたのは残念だけれど

さて、私の方は、まず共謀罪についてお尋ねします。

共謀罪法案について、報道ではいろいろと言われておりました。今国会で提出するのではないかなどという報道も目にしましてけれども、今回の大臣所信ではこの共謀罪法案について一切言及されていません。これはなぜでしょうか。大臣にお尋ねします。

○金田国務大臣　ただいま委員御指摘の件でござります。

私は、まず、既に百八十七の国・地域が締結しております国際組織犯罪防止条約、いわゆるTOKYO条約と言われるもの、この条約を締結し、国際社会と協調して、テロを含みます組織犯罪と闘うということは非常に重要な課題である、というふうに考えております。その条約の締結に伴う法整備の重要性については、私もこれまで記者会見等で繰り返し述べてきたところでございます。

他方、かつて、組織的な犯罪の共謀罪に関し、平成十五年から十七年までの国会審議等で示された、内心が処罰されることになる、通常の活動を行う団体も対象となるといったような不安や懸念が指摘されたのも事実であります。したがって、そういう不安や懸念を踏まえながら、犯罪の成立要件を厳格なものとできるかできないかとか、そういうことを含めて、そのあり方を慎重に検討しているところであります。

したがって、検討中でございますので、具体的な方針が定まっていないことから所信の御挨拶では明示的に言及することを差し控えたものでございます。

とはいっても、組織犯罪そしてテロへの対策というものは、法務省にとりましても我が国とりましては極めて重要な課題であるという認識がござります。所信の挨拶でも、その対策的重要性と、積極的な取り組みを努めるということについては言及をしたところであります。したがって、重要な課題である、そして法整備を進める必要

性、そういうものはあるというふうに考えておる、そういう状況でございます。

○階委員　一方で、性犯罪については、「必要な法整備を進めてまいります。」ということがきつちれておりません。

○金田国務大臣　ただいま委員御指摘の件でござります。

私も、改めて、大臣がおっしゃる国際組織犯罪防止条約、資料を配らせていただいておりますけれども、一ページ目に、この中で重要な部分を抜粋しております。

それで、この第五条第一項の(a)(i)のところで、わゆる共謀罪について書かれているわけですけれども、そもそもこの第五条第一項の柱書きを見ると、「締約国は、故意に行われた次の行為を犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。」

いう文言になつております。つまり、立法だけではなくて、その他の措置でもいいですよということが、既にそれは存在しているということで、もはやこれ以上のことは必要ないのではないかということが日弁連の見解ですね。

私もそう思います。「その他の措置」ということが明記されている以上、これからあえて共謀罪とてかなり詳細な意見書を出しております。これは二〇〇六年だったと思いますけれども、現在の日本本の法制度の中で予備罪、共謀罪等が存在するであります。

あるとか、共謀共同正犯理論が我が国には存在するとか、そういうことを挙げて、「総合的に見れば」「今言ったような「第五条第一項(a)(i)の選択肢を採用し、同条第三項の求めている組織犯罪集団の関与する全ての重大な犯罪について、合意により成立する犯罪を未遂以前の段階から処罰する立

この国際組織犯罪防止条約を締結するために共謀罪法案の成立は必要ないのではないかと思ひます

が、この点について大臣の御所見をお願いします。

○金田国務大臣　先ほど申し上げましたが、まつてお答えいたします。

条約の解釈につきましては、本来外務省が所管する事項でございます。国際組織犯罪防止条約第五条につきましては、組織的犯罪集団の活動に明確に義務づけていたる、このように私は受けとめております。

○階委員　それが、立法という措置、立法という方法によらなくとも、「その他の措置」でもいいと云ふことを明記されているわけですね、条約の中に。

「その他の措置」が今現在あるかどうかということもついてなんですかと、先ほど言つたように、既にそれは存在しているということで、もはやこれ以上のことは必要ないのではないかということが日弁連の見解ですね。

私もそう思います。「その他の措置」ということが明記されている以上、これからあえて共謀罪といふものを成立させる必要がないのではないかと思ひますけれども、もう一度大臣の御見解をお願いします。

○金田国務大臣　御指摘の点については、先ほどちょっと、初めに触れましたが、条約の細かな部分に及ぶと受けとめており、外務省の所管として、私の立場からは発言を差し控えさせていただきます。

○階委員　でも、条約に基づいてどういう法律をつくるかというのは、法務省の、大臣のところで所管するわけですから、大臣が法律を出すか出さないかは判断する。それが、冒頭での私の質問に對して、法整備を考えているということの意味ではないかと思うんですね。法整備をするかどうかは大臣の手に委ねられているわけですよ。

ですから、今の点についてちゃんと慎重に考慮して、法は必要なのかどうかということを大臣のところでしつかり検討していただきて答える出す必要がありますと思うんですが、どうですか。

○金田国務大臣　先ほど申し上げましたが、まあ、本来外務省所管事項だということはそのとおり言われているわけですね。ところが、共謀罪にかかるかもしれませんけれども、大臣所信では触れられていなかつたということで、まだ迷いの最中にあります。

○金田国務大臣　ただいま委員御指摘の点については、記者会見などではおっしゃられているけれども、一ページ目に、この中で重要な部分を抜粋しておきます。

それで、記者会見などではおっしゃられているのかなというふうに考えております。

私も、改めて、大臣がおっしゃる国際組織犯罪防止条約、資料を配らせていただいておりますけれども、一ページ目に、この中で重要な部分を抜粋しておきます。

それで、この第五条第一項の(a)(i)のところで、わゆる共謀罪について書かれているわけですけれども、そもそもこの第五条第一項の柱書きを見ると、「締約国は、故意に行われた次の行為を犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。」

いう文言になつております。つまり、立法だけではなくて、その他の措置でもいいですよということが、既にそれは存在しているということで、もはやこれ以上のことは必要ないのではないかということが日弁連の見解ですね。

私もそう思います。「その他の措置」ということが明記されている以上、これからあえて共謀罪といふものを成立させる必要がないのではないかと思ひますけれども、もう一度大臣の御見解をお願いします。

○金田国務大臣　御指摘の点については、先ほどちょっと、初めに触れましたが、条約の細かな部分に及ぶと受けとめており、外務省の所管として、私の立場からは発言を差し控えさせていただきます。

○階委員　それから、テロ対策の一環として国際組織犯罪防止条約を締結する必要があり、かつ、その条約を締結するためには共謀罪が必要なんだというロジックがよく言われます。

例えば、さきの本会議、参議院の本会議でしたけれども、安倍総理がテロ対策について山口公明党代表の質問に答えていたりがございま

されども、「G7では、我が国のみが締結していない国際組織犯罪防止条約を締結し、国際社会と協力してテロ組織による犯罪と闘うことは極めて重要な課題である」と認識しておりますが、同条約を締結するための法整備については、これまでの国会審議における議論を踏まえ、国民の理解を得る努力を行なが取り組んでまいります。」と
いうことで、テロ対策の一環として法整備を進めいく、その法整備の中に、今までの議論を踏まえますと、この共謀罪というのも含まれ得ると
いうことになつてゐると思うんですね。
ところが、これは、条約をもう一度ちゃんと見てみると、先ほどの資料一ページ目ですけれども、先ほど来、共謀罪の根拠として五条一項(a)の(i)というのを指摘させていただいておりますけれども、この(i)の冒頭には、「金錢的利益その他の物質的利益を得ることに直接又は間接に関連する目的のため」ということで、テロ目的ということではなくて、経済目的を持った重大犯罪について共謀罪を定めなさいというふうに読めるわけですね。
テロ対策と言わると、何となく、世間一般的の方々も我々立法府にいる者も、早期な法整備が必要ではないかというふうに思いがちなんですがれども、もともとのこの条約の成り立ちを考えてみると、テロ対策というか、むしろ経済的な組織犯罪を取り締まるための条約ではなかつたのかと思うので、テロ対策のために条約締結が必要だと共謀罪が必要だというのはミスリー・デイングではないかと思うんですね。
この点について、私は、テロ目的の共謀罪といふのは条約とは関係ないのではないかと考えておりますけれども、大臣の所見を伺いたいと思います。

に、国際的な組織犯罪とテロ活動との間にはやはり関連性があるのではないか、こういうふうに考える次第であります。

現に、本条約を採択しました二〇〇〇年の国連総会決議におきましても、国際的な組織犯罪とテロ犯罪との関連が増大していることを指摘しつつ、国連の加盟国に対し、本条約を、その規定に従つてあらゆる形態の犯罪と闘うに当たつて適用するということを求めていた、このように承知をしております。

○階委員　国際的な犯罪組織とテロが全く無関係だということを言うつもりは私ではありません。

ただ、そもそも条約の成り立ちについて、日本連の方でも、「経済的な組織犯罪を対象とするものであり、テロ対策とは本来無関係である。」といつたような見解も最近出しておりますが、私もそのとおりだと思っていまして、本来、条約は經濟的な組織犯罪を取り締まるものであるということは認識した上で、でもテロ対策も必要なので、ではテロ対策をどのように考えていくべきかということで、多少ここは切り分けて議論した方がミスリー・デイニングにならなくていいのではないかと思いますが、私の、今申し上げたこの条約のたてつけに関する認識について、大臣、御同意いただけますか。

○金田国務大臣　国際的な組織犯罪とテロ活動との関連性ということに鑑みれば、この条約、条約の細かな部分に及べば、先ほど申し上げたところ、外務省の所管として、発言は差し控えさせていただくわけありますが、私の思いとしては、私自身、個人の思いとしては、やはり、条約を締結するための国内担保法というのがあるとすれば、それはテロの防止に効果的なものとなるのは必要であつて、テロ組織にこういった種の犯罪を効果的に防止することが可能になるための対応ということを言つてゐるのではないかと私自身としては考えております。

○階委員　大臣の思いを述べられて、私はやはり、条約の本来の意義に立ち返つてあるべき法制

度はどうなのかという議論と、テロ対策を効果的に進める上で必要な法制度はどうなのかというのを、分けて論じた方が、共謀罪について、条約を根拠に何が何でもというような発想を回避するためにも必要なのではないかと思っています。

その上で、報道を見ますと、資料の一ページ目、三ページ目にありますとおり、もう既に、これから出されるであろう政府案なるものが大きく報じられております。これは朝日新聞の八月二十六日の記事ですけれども、同じ趣旨の記事が同じころの東京新聞にも掲載されています。

こうした新たな共謀罪の法案というものは実在するのかどうか、大臣にお伺いします。

○金田国務大臣　ただいまの御質問につきましては、先ほどから申し上げておりました国際組織犯罪防止条約を締結するための法案についてとすることになりますから、そのあり方を慎重に検討しているところでございまして、現時点では政府として成案を得ておるわけではありません。

○階委員　ということは、こうした案は今は存在しないというふうに受けとめてよろしいですか。

○金田国務大臣　そのように受けとめていただいて結構だと思います。

○階委員　先ほど言いましたように、私は、そもそも、こういう共謀罪法案が条約を締結する上で必要なのかどうかというところにも疑問を持つてますし、仮にこれが必要であるとしても、今までの、二〇〇五年の政府案についてはさまざまな問題が国会でも指摘され、当時の民主党からいろいろな意見が出ておりました。そういうたつ国会審議を踏まえれば、まかり間違つても二〇〇五年と同じような政府案が出てくるということは許さないと思つております。

この点について、新たな政府案はないということはお答えいただきましたが、今までの政府案、二〇〇五年の政府案も、これに固執するものではないということで理解していいのかどうか、二〇〇五年の政府案を今手元に置いているのかどうかということをお聞かせいただきたいともよろしいで

○金田国務大臣 先ほども申し上げましたが、そのあり方を慎重に検討している法案については、検討しているところでございまして、現時点で成案を得ているものでもございません。

○階委員 では、今は白紙の状態である、どういう法案になるかはこれから決めていくことであります、今手持ちの案というものはない、過去の政府案も含めて全く今手持ちのものはないということを受けとめてよろしいですか。

○金田国務大臣 たびたび同じお答えをして申しわけありませんが、あり方を慎重に検討しているところであります。

○階委員 検討しているということは、まだ案には到達していないということによろしいですかね、検討中ということは。

○金田国務大臣 そのように受けとめていただいて、現在は成案を得ているのではありません。

○階委員 そうすると、今の時点でのような状況だということであれば、今国会はもとより、次期国会、ここにおいても法案を提出するのは厳しいのではないか。だから、私は、次期国会においてもこういった共謀罪の法案は提出される可能性はないと考えますけれども、それではよろしいですか。

○金田国務大臣 現時点で成案を得ているものではない。何度も同じお答えをして申しわけありません。(発言する者あり)

○階委員 今、質問に答えていないという発言がございましたけれども、私もそう思います。

私がお尋ねしたのは、今現在検討中で成案を得ていないということを伺つたので、それでは次期国会には間に合わないんじゃないですか、次期国会でも出さないですよねということを確認したわけです。その点についてお答えください。

○金田国務大臣 國際組織犯罪防止条約を締結するための法案をいつ国会に提出するかにつきましては未定であります。

○階委員 未定ということは、これは我々は声を

荒げなくちやいけなくなりますけれども、これまでも、選挙の前に公約に掲げていなかつたこと、あるいはほとんど触れられていなかつたこと、特定秘密保護法案であつたり安保法案であつたりこれが選挙の後になると突如出てきて、どんどん審議が進められ、成立させられるということを我々は経験してきましたわざですよ。

今のは未定だということは、我々としての受けとめは、次期通常国会に出されることもあり得るといふうに理解して警戒感を強めなくてはいけませんが、それではよろしいですか。

○金田国務大臣 公約については、私の立場からはそのような発言は差し控えたいと思います。

もう一つ、ただいまの御質問については、少しつけ加えて言いますと、かつて組織的な犯罪の共謀罪に関する国会審議等で示されました、内心が処罰されることになるとか、あるいは通常の活動を行なう団体も対象となるといったような不安あるいは懸念というものを踏まえながら、犯罪の成立要件をより厳格なものとすることができるかできないかを含めてそのあり方を慎重に検討しているところでありまして、その法案をいつ国会に提出するかについては未定であります。

○階委員 重ね重ね未定だということを強調されましたが、そこで、次期国会にもこの共謀罪法案は出されることはあり得るといふうに我々は受け取りました。

これは本当に、選挙がもし、偏西風がいつでも吹いているという官房長官の発言もありましたけれども、いつ解散風が吹き荒れて、そして総選挙になるかもわかりませんけれども、我々としては、今の大臣の答弁をちゃんと受けとめて、これは未定ということは次の国会にも共謀罪法案は出るんだという理解で、街頭あるいはいろいろな場で訴えていかなくてはいけないということを申し上げます。

さて、もう一つ私が取り上げたいのは、隠しがメラの事件というの、これは警察の方ですけれども、ありました。大分の別府警察署だったと思

いますが、きょうは警察庁からも来てもらつています。

この今回の隠しカメラの事件について、法的にどのような問題があるかということをまず御説明していただけますか。

○高木政府参考人 お尋ねの事案は、本年七月施行の参議院議員通常選挙の違反取り締まりに当たつて、大分県別府警察署において、公示日より前に、公職選挙法で選挙運動が禁止されている特定の人物がこれに反して選挙運動をしていると疑われる複数の情報入手し、この特定の人物の違反行為に関する証拠を探取する目的で、別府地区労働福祉社会館敷地内にビデオカメラ二台を設置し、同敷地内の駐車場及び会館への出入り口を撮影したものであります。

今回の事案において、他人の管理する敷地内に無断で立ち入りビデオカメラを設置するという行為は刑法の建造物侵入罪に該当する違法行為である、その上、他人の敷地内を撮影するだけの必要性及び相当性も認められず、不適正な検査であつたものと認識しております。

○階委員 まず一点目として、建造物侵入罪といふ犯罪を警察官みずからが犯した、これはとんでもない問題です。

○高木政府参考人 任意検査につきましては、必要性、相当性の認められる範囲内で行なうこととが認められている、必要性、相当性が認められる限りにおいて許されるものと理解をしておりまして、それに反した不適正なものであるといふうに考えております。

○階委員 ちょっと語尾が、さつきから言つてゐるんですね。

○高木政府参考人 さつきから言つてゐるんですね。私のお尋ねも、法的な問題点を挙げてください。

○階委員 いとつては、令状など、法律の定め、手続にのつとつてやらなくちゃいけないという、刑訴法百九十七条一項にも反しているといふうに私は今の御説明でお聞きしました。

○高木政府参考人 必要性、相当性に反して不適切といふうに、おつしやられたといふうに今お聞きしましたけれども、これは、不適切といふうに思つてますけれども、法的な問題点といふうには思つてますけれども、法的な問題ではないといふうなお考えということです。

○高木政府参考人 今回の事案の検査活動について、刑事訴訟法百九十七条に抵触する事案で止されている特定の人物による選挙運動が行われます。

る可能性があると判断したとありますけれども、今回の事案では、そのような可能性が高いとは認められないことから、証拠収集を目的としてビデオカメラを設置する必要性は認められないものと考えております。

また、今回の事案の検査における証拠収集の方法としても、公道上における違法行為を現認するなどの代替手段が考えられるところであります。

○階委員 まだ、今回の事案について、撮影するものと考へております。

したがつて、今回の事案については、撮影するものと考へております。

○階委員 他人の敷地内を撮影したことは相当性に欠けるものと考えております。

したがつて、今回の事案について、撮影するものと考へております。

○階委員 他人の敷地内を撮影したことは相当性に欠けるものと考へております。

○階委員 それで、大臣、戻つてこられましたけれども、よく今の答弁をお聞きになつてほしかつたんですけれども、今回の隠しカメラの事案は、实体法でいえば建造物侵入罪、それから、手続法でいえば刑訴法の任意検査の原則に反するといふ二重に法律を犯している、捜査機関としてあるまじき行為をしているわけですね。

我々は、こういった事案を目にしたときに、これはかなり根の深い問題ではないか、ほかにも同じような事案はあるのではないか、ほんとに疑いを抱かざるを得ません。

この点について、ほかにこうした事案はないというふうに言えるのかどうか。特に、建造物侵入罪についてはここでは捨象しますけれども、刑訴法百九十七条に抵触する事案はほかにはないと言えるかどうか、この点について、警察庁、お答えください。

○階委員 うふうに言えるのかどうか。特に、建造物侵入罪についてはここでは捨象しますけれども、刑訴法百九十七条に抵触する事案はほかにはないと言えるかどうか、この点について、警察庁、お答えください。

するところで、私は、現場の捜査官がこれを適切に運用できるのかどうか、かなり難しい問題だと思っているかと思っています。

必要性、相当性がありということで百九十七条一項に抵触しないよということを判断し得るための具体的基準を定めるべきではないかと思いますが、この点について、いかがですか。

○高木政府参考人 任意捜査の許容性の判断につきましては、個々の事案における具体的な状況に即した判断が必要となるところでありますけれども、今回の事案を受けて発出をいたしました通達において、当該場所の性質、現行犯の立証や既に行われた犯罪の犯人の特定等、撮影等の具体的目的、事件の重大性、嫌疑の程度等の、撮影等の必要性、第三者が撮影対象に含まれるか否か等、撮影方法の相当性といった事項を掲げております。これらを具体的な事件の具体的な状況に即して仔細に検討すべき旨を指示したところでございます。

警察庁といたしましては、この通達の趣旨を徹底いたしまして、判例に照らして適正と認められる捜査が行われるよう都道府県警察を指導してまいりたいと考えております。

○階委員 今申し上げたのがもし具体的な基準と考えられているのであれば、私は、極めて不十分だと思います。

お手元の資料に、今答弁の中でありました通達、四ページ目に掲げております、一から三まで項目が挙げられている中の一番目の二段落目です。「捜査幹部は、捜査用カメラを用いて撮影等しようとするときは、当該場所の性質、撮影等の具体的目的、撮影等の必要性及び撮影方法の相当性について、対象事件の具体的な状況に即して可能な限り子細に検討した上で実施するとともに、撮影等の継続の必要性についても隨時検討する」というふうに書いていますけれども、検討した上で、どういう場合に実施してよいかどうか、

ここまで言わないと判断基準にはならないと思うています。

何を言いたいかといいますと、その後、死刑についても御質問することにしていますけれども、

例えば、最高裁の、死刑が許されるかどうかという判断基準については、犯行の罪質、動機、悪様、殊に殺害手段方法の執行性等々各般の情状をあわせ考察したとき、その罪責がまことに重大であつて、罪刑の均衡の見地からも一般予防の見地からも極刑がやむを得ないと認められる場合といふことで、大事なことは、考慮事情を挙げるだけではなくて、その上でどういうふうに判断できる場合にやつていいのかと、いうことをちゃんと明記する、これが大事なんですね。

このどういう場合にどういうのが抜けていると思ふんですが、こういったことをちゃんと明記した具体的な基準を定めてほしいんですが、いかがですか。

○高木政府参考人 考慮事項を勘案した上で、必要な範囲で相当な方法である、必要性、相当性が認められるというふうに判断された場合に適法なものとして認められるというふうに理解をしておりまして、そういうたびに趣旨につきましても、我々、一線を指導してまいりたいと考えております。

○階委員 トートロジーになつていまして、必要性、相当性の判断基準を具体的に定めろと言つてはいるのに、必要性、相当性が認められた場合に実施するでは、全く意味をなさないですよね。大臣にちょっと問題意識を持つていただきたいと思つていまして、大臣の方も所信の中ではやはり法務行政ということについて冒頭触れられていましたから、お答えは差し控えたい。捜査は適正になされなければならないということは差し控えずとしても、一般論として申し上げれば、捜査は適正になされなければならないということは当然と受けとめております。

○階委員 検察当局におきまして御指摘の事案、事実については略式命令請求したものだと、いうことで、それ以上の詳細については、個別具体的事件の証拠の内容にもかかわる事柄でございまますから、お答えは差し控えたい。

いずれにしても、一般論として申し上げれば、捜査は適正になされなければならないということは当然と受けとめております。

○階委員 具体的な再発防止策まで検討していたときたいと思うんですね。

と申しますのは、大臣が就任される前のことですけれども、検察の不祥事が相次いで、検察改革にずっと取り組んできた経緯があるわけですね。検察の不祥事というのは、まさに違法、不当な検査があつたということであります。

そこで、我々は、法務大臣として、やはり今回の事件を他山の石として、再発防止策にしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。その決意をしっかりと述べていただきたいんですが、いかがですか。

○金田国務大臣 委員の御指摘にかかるお気持ちは、お聞きかせください。

えをお聞かせください。

○金田国務大臣 御指摘の事案につきましては、大分県警の別府警察署の警察官四名が正当な理由なく私有地に不法に侵入した事実について、検察当局が建造物侵入罪によつて略式命令を発付した事案であるというふうに承知をしております。

当然のことながら、警察官が正当な理由なく私有地に不法に侵入することは、任意捜査として許容されないものであると受けとめています。

以上です。

○階委員 同じく捜査機関である検察庁を指揮する立場にある法務大臣として、他山の石として、このようなことが二度と起きないようにすることを真剣に考えていくべきだと思いますが、再発防止のために何かお考えになつてることはござりますか。

○金田国務大臣 検察当局におきまして御指摘の事案、事実については略式命令請求したものだと、いうことで、それ以上の詳細については、個別具体的事件の証拠の内容にもかかわる事柄でございまますから、お答えは差し控えたい。

○金田国務大臣 死刑の存続、廃止につきましては、先ほど逢坂委員への答弁の中で、大臣は死刑について賛成の立場というふうに伺いました。

ある著名人が最近、ネットなどで炎上したといふように報じられていますけれども、死刑に賛成する立場の人たちについて、殺したがるばかりでもというような表現を使われたそなんですけど、この点について、大臣、感想はいかがですか。

○金田国務大臣 死刑の存続、廃止につきましては、先ほども御質問がございました。

また、国内外においてさまざまの御意見があることも承知をしております。個々の御意見に対しましては私の所感を申し上げるということは差し控えたい、このよう思います。

○階委員 そういうような厳しい意見もあるわけですね。

私も、個人的には、やはり、被害者の心情を思ふとき、死刑制度というのは軽々に廃止すべきではないと思っています。ただ、死刑執行について、どういうふうにやるべきか、先ほど、冤罪の可能性がある死刑囚についてどう対応するかといふ問題提起もありましたけれども、そこについて私は我々も慎重に考えていくべきだと思つています。我々もというか、私も慎重に考えていくべきだと思います。

ところで、先ほどの逢坂委員への答弁あるいは記者会見の中でも、たびたび大臣は、死刑執行について、法の定めるところに従つて慎重かつ厳正に対処するといった表現を使われております。慎

重かつ厳正にというの私ちよと理解に苦しむところなんですが、慎重かつ厳正という意味を教えていただけませんか。

○金田国務大臣 死刑の執行について、死刑の判決がございます、その死刑の判決は、極めて凶悪かつ重大な罪を犯した者に対して、裁判所が慎重な審理を尽くした上で言い渡すものであるということ、これを受けとめて、法務大臣として、裁判所の判断を尊重しつつ、法の定めるところに従つて慎重かつ厳正に対処すべきもの、このように考えているわけあります。

申し上げるまでもなく、死刑は人の命を絶つ、極めて重大な刑罰であります。その執行に際しては慎重な態度で臨む必要があるということ、それから同時に、法治国家においては確定した裁判の執行が厳正に行われなければならないということをも言うまでもないところだ、そういうことを踏まえての私の考え方を申し上げております。

○階委員 今の厳正にというくだり、あるいは、

法の定めるところに従つてということも大臣言わ

れますけれども、そうしたこと踏まえると、刑

訴法四百七十五条二項という法文には、確定して

から六ヶ月以内に法務大臣が執行するとい

うような趣旨の定めがありますけれども、この刑訴法四

百七十五条二項という法の定めも厳正に守るとい

うようなことも含んでいるのかどうか、この点に

ついてお答えください。

○金田国務大臣 刑事訴訟法の第四百七十五条の

第一項につきましての御指摘でござりますが、死

刑の執行について、刑事訴訟法第四百七十二条の

例外規定がこれだというふうに思いますが、そ

趣旨につきましては、死刑が人の命を奪う極刑で

あつて、一旦執行されると回復が不能であるとい

うこと踏まえて、その執行手続を特に慎重にし

たものであると理解をいたしております。

○階委員 死刑執行については、冤罪の方がまか

り間違つても死刑になることがあつてはならない

と思つてはいますので、法の定めるところあるい

は厳正にというところを余りに強調し過ぎると、

そこがないがしるにされるおそれがあるのでございませんか。

そこで、犯罪被害者の立場でよく問題になるのは、名前も含めて被害者のプライバシー情報、典型的には、この間、障害者の福祉施設で大量殺人事件が起きたときに、被害者の名前を実名で報道すべきか匿名で報道すべきかといったことが問題になりました。

こうした犯罪被害者の個人情報の公開基準がどうなつているのかということを警察庁にお尋ねします。

○斎藤政府参考人 お答えいたします。

犯罪被害者の個人情報の公開となりますが、典型的なのが、警察といたしましては、事件、事故に係る報道発表の場面がございます。

警察といたしましては、犯罪被害者の情報も含め、事件、事故に係る報道発表につきましては、都道府県警察において、犯罪被害者等関係者のプライバシー等の権利利益、公表することによって得られる公益、公表が検査に与える影響等を個別に事案ごとに総合的に勘案をして、発表の適否、またその内容等について判断、決定をしているところでございます。

○階委員 要は、被害者側のプライバシーの権利と、あと報道側の権利、報道することによる知る権利に奉仕するという、国民の権利、こういったことを比較考量するということによる知ることを比較考量するという例は私も承知しています。

ただ、私はやはり、この問題は、そういう比較

たがつて、ただいまの御指摘に関しては、被害者や御遺族のお立場を十分に、そして被害者、御遺族の意思を十分に考慮して適切に判断していくものと受けとめております。

この点について大臣の所見を伺います。

○金田国務大臣 御指摘の御意見については、私も、個人として非常にそのように思う部分はござ

いません。

なお、検察当局においては、個別の事案における被害者の氏名を公表するか否かという点につけては、被害者そして御遺族の正当な権利利益を尊重するという立場に立つて、被害者や御遺族の意思を十分に考慮して適切に判断をしているとい

うふうに私は承知をしておるつもりであります。

○階委員 適切に判断していると言いますけれども、逆に、その判断権が検査機関にあることによつて、障害者については情報を公開しないとか、健常者については同じような事件であれば公開されるのに、公開しないのは差別ではないか

といふ批判も起きるわけですね。この件についても、被害者側に一義的に判断を委ねれば、今

後、こうした問題、差別かどうかといった議論は生じないのではないかと思います。

それで、何で被害者側に判断を委ねないのかと、いう、その不都合が私はないと思いませんけれども、何かそれで不都合があるのでしようか。大臣、先ほど、個人的には賛同し得るようなこともおつしやつてはいましたけれども、この機会にもう一度その点を考え直していただけませんでしょうか。

○金田国務大臣 刑訴法の第四百七条ただし書きの趣旨に従つて、検察当局では、個別の事案ごとに、公益の必要性とともに、関係者の名誉、プライバシーへの影響、そして検査、公判への影響の有無、程度を考慮して、公表するか否か、すると引き続き、適切な発表内容となりますように配慮をしてまいりたいと考えております。

○階委員 法務大臣も、犯罪被害者に寄り添うとすることを所信の中で述べられておりますので、本当に寄り添うのであれば、この問題については、検査機関側が判断するんじゃなくて、被害者側に判断を委ねるべきだと私は考えます。

この点について大臣の所見を伺います。

○金田国務大臣 御指摘の御意見については、私は、個人として非常にそのように思う部分はございません。

なお、検察当局においては、個別の事案における被害者の氏名を公表するか否かという点につけては、被害者そして御遺族の正当な権利利益を尊重するという立場に立つて、被害者や御遺族の意思を十分に考慮して適切に判断をしているといふふうに私は承知をしておるつもりであります。

○階委員 適切に判断していると言いますけれども、逆に、その判断権が検査機関にあることによつて、被害者が情報を出していいと言ふならない判断を委ねるのが私は一番いいのではないかと思つていて、それで何も不都合はないような気がします。だからこそ、その判断権自体を被害者に預けて、被害者が情報を出していいと言ふならば出せばいいし、出さないでほしいと言うなら出さない、これを徹底するということで、私は、極めて明快ですし、無用な混乱も招くことはないと思っていますので、ぜひそれを御検討いただきたいのですが、最後に一言いただけませんか。

○金田国務大臣 被害者の氏名の公表をどうするかという点については、ただいまの委員の御指摘も十分お聞きをしてまいりましたが、その点を踏まえながらも、やはり被害者や遺族の正当な権利

を尊重する、そういう御遺族の意思、被害者の意
たてつけになつております。

思を十分に考慮するという中で適切に判断をしあく必要があるとおもふことを思つております。

○階委員 これで終わります。

適切に半脚をするのは検査機関ではなくて、却く害者に委ねた方がいいということを改めて申し上げまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○鈴木委員長 次に、井出庸生君。

今国会も法務委員会になりました。鈴木委員長を初め各理事、委員の皆様、よろしくお願ひいた

します。また、大臣それから政務官、御新任といふことで、政務官はもう通告しなくとも大丈夫

うです。まだよろしくお願ひを申し上げたい
と思います。

きこは、午前と午後、分けてお話をさせていただきます。午前は特定秘密の問題、十二日の件で、予算委員会の集中審議をさせていただきたい。

ですが、その件について伺いたい。午後からは結婚された方の旧姓の使用、選択的夫婦別姓の議

論にかかわりますが、短い時間ですが、国民的議論のほんの一部をしたいというふうに思います。

早速、特定秘密の方から入ってまいります。
きょうお配りしております資料の二枚目から

ちょっと見ていただきたいんですが、特定秘密は、平成二十七年末現在、四百四十三件、そこには特定秘密の記録三行で書くと、記録二、うつ

特定秘密の譯録された行政文書 譯録といふもの
が二十七万一千一十点あるということが言われて
おります。

この資料二の特定秘密指定管理簿綴りといふものの一枚おめくりいただきますと、例えは、この

二十四ページ、警の十九から警の一十四まで書いてあります。警の十九があつて、その二つ隣に

日付がありまして、例えば一番上、平成二十七年に警察が収集、分析をしたことにより得られた

云々と、こここの項目が、特定秘密、その四百四十三の一つに相当する。実際、こうした情報の中でも、記録された文書がそれぞれあるというようだ。

さきの予算委員会で、特定秘密は平成二十七年末、四百四十三件だった。そのうちの五件、きょうの資料をめくつていただくと左端の方にチェックをつけてある五件が出てくるんですが、その五件については、特定秘密の指定をしてあつたものの、それに該当する情報が記録された文書が集まるということを前提にしておりまして、もはや情報は入ってこないということで、この五件が解除をされております。

私がきょう改めて伺いたいのは、この五件は期限を区切つてあつたから、情報がなかつた、では解除しましようという話になつたんだですが、そのほか、期限の区切られていない指定をされている特定秘密といふものもたくさんあります。そこに、現状として記録された文書がゼロのものがあるのかないのかというその一点を、きょう、もう一度改めて伺つていただきたいのです。

金田大臣は、先日の十一日予算委員会の集中審議で、まず、私の質問につきまして、「確認はしております。そして、現時点では、ありません。指定を解除すべき特定秘密は承知しておりません」と。

指定を解除すべき特定秘密は承知をしていないことはわかるんですが、その確認をしておりますというものを、これは特定秘密四百四十三件について網羅的に調べをされているのか、その点を伺いたいと思います。

○金田国務大臣 委員ただいま御指摘の、去る十月十二日の衆議院予算委員会集中審議において、私の答弁として申し上げました。該当する具体的な情報が現存せず、今後もこれが出現する可能性がないことが確定したことにより指定を解除すべき特定秘密について、承知していないという答弁を申し上げたところであります。

一方、該当する具体的な情報が出現する可能性がないことが確定していないものも含めてお答え

をいたしますと、現在指定されている特定秘密の大半には具体的な情報が存在をして、そして、現時点で具体的な情報が存在しない特定秘密の件数も若干はあるというふうに聞いております。正確な数字については改めて精査する必要がある、このように認識をいたしております。

○井出委員 今御答弁で、特定秘密の大半に記録された行政文書はある、ただ、行政文書がないのもまだ若干あつて、そこを精査していると。この若干というものがどのくらいなのか、精査をしているということなのでわかりかねるのでですが、この問題を本当にわかりやすくお話ししますと、例えば、私は娘はいませんけれども、娘がいて、そこに結婚を前提とした彼氏がいて、その方が両親のところに来て、結婚させてくれ、お給料の通帳がここにある、結婚資金をためる口座をつくりました、結婚資金をしつかりためますと。そういうことで、よしとすることになるんですけどれども、その後、いつまでたつてもその結婚資金口座に金が入っているか入っていないのかわからないう。これは、誠実な方だったら、例えば、では平成二十七年度中に結婚資金をためますのでと言つて、そのときに見せてもらつてゼロだったら、どうなつているんだという話になるんですよ。

それが、私が問題としているのは、結婚資金はあるんです、あるんですと言つて空っぽのまま、そのままでどうなのかという。それについて、若干あるというようなお話をあつたと思うんですが。

これは、特定秘密は何件ですかと言われたら、特定秘密というのは四百四十三件という、まずそれが出てくるわけですね。通常であれば、そこに当然、特定秘密に該当する記録されたものがあるというのが前提になるんです。ですから、特定秘密の具体的な記録のない特定秘密が存在しているということは、件数のカウントにおいてやはり大きな疑義があると言わざるを得ない。

特定秘密というものは、そもそもまず、貯金をするんだつたら、お金があるから口座をつくつて

貯金をするわけですよ。口座をつくるときに一円でも千円でもお金がなきやつくれないわけですから。ですから、特定秘密の具体的な情報がゼロなのに特定秘密立てを、最初に項目として立てるということは、そのやり方というのには果たしてどこまで認められるべきものなのか。

特定秘密というものは、毎年政府の方から国会に報告がされ、件数が、二十六年、二十七年、ふえまして、今、二十七年で四百四十三、恐らく二十八年中もふえていると思うんですが、情報が出現したから特定秘密に指定していくという流れが自然であって、ゼロ状態のものを放置しておくとかそういうことというのは、私は運用を改めるべきではないかなと思ふんですけれども、大臣の見解をいただきたいと思います。

○岡田政府参考人 お答え申し上げます。

内閣官房作成の特定秘密保護法の逐条解説でも、秘匿の必要性に照らして、現存しないが将来出現することが確実であり、かつ、完全に特定し得る情報は、特定秘密の指定の対象となるというふうにされております。

この背景でございますが、保全の必要性から、特定秘密とすべき情報を入手しましてから初めて特定秘密として指定する場合には、非常に手続に時間がかかる場合があり得るということでございまますので、情報の入手というものが事前に確実に見込まれているものについては、あらかじめ特定秘密として指定しておくということで、保全に万全を期そうという考え方があるということをございます。

このように、対象情報の性質によりましては、あらかじめ特定秘密を指定することもやむを得ない場合があるというふうに考えております。

他方、独立公文書管理監の方からは、本年の四月にも、特定秘密に当たる情報が出現する前にならかじめ特定秘密を指定する場合には、当該情報の出現可能性について慎重に判断することという意見をいただいております。

こういった御意見を踏まえまして、あらかじめ

ばならない指定があるとは、我々としては把握しておりません。

○井出委員 今、そういう判断、解除すべきと判断すべきものないとおっしゃって、その一方

で、その前の答弁で、突き詰めて確認はされていないとおっしゃっています。これはどちらが正しいんですか。

○佐藤政府参考人 どちらが正しいかという御質問に対しては、どちらも觀点によつては正しいといいますか、正しく答えているつもりでございます。

つまり、我々の検証、監察の目的なり、判断をするという過程で、必要なことを調査して必要な情報を集めて、その上で判断するという限りにおいては、先ほど述べたように、結論に至つたことが全でございます。

それ以外の点についても把握しておられるかと、いう御質問と理解いたしましたので、それは、我々が把握している限度でお答えした次第でございます。

○井出委員 どちらの觀点でも正しいというのであれば、きょうの御答弁をぜひ集中審議のときにいただきたかったですね。自分たちの調査した部分に対する見解と、あと、突き詰めた確認をしていないと。突き詰めた確認をしていないというところは前回の集中審議では答弁がなかつた。きょう、ようやく私は、多分突き詰めて確認していないだろうという思いで聞いていたんですけども、答えがいただけなかつた。

独立公文書管理監は、文字どおり独立なんですよ。それは政府の中のチエック機関ではあると思うんですね。そこでけれども、独立性を高めるために、わざわざ独立という名前を、冠をつけているわけです。その重みをしっかりと受けとめていただきたい、兩方正しい、そういう事実関係を認識されているのであれば、やはりきっと両方答弁をしていただきたかったですし、その独立性について、一度思いを新たにしていただきたいと思いま

私どもは、独立した公正な立場で、特定秘密の指定等に関する実効的な検証、監察に取り組むことを任務としているものでございます。そのような職責の重要性を今後とも自覚して、職務に邁進してまいりたいと思っております。

○井出委員 独立公文書管理監には大変精緻にやつていただいている部分もありますので、きょうのお話を踏まえてまたやつていただければと思います。

それと、情報が入つていいない問題なんですが、これは、もともとは警察庁、外務省、それから少し時期はおくれて防衛省の二件というものが出てきて、本来、そもそも、特定秘密の運用基準を見ますと、各省庁において指定の解除の理由とかについてしっかりと点検をして記録をしようと。です

から、本来であれば、自発的にそういうものが出てくるような運用基準というものがなされているわけなんです。

防衛省に伺いますが、防衛省は二件指定の解除があつて、一件目は自発的に見つかるに至つて、六月に解除された。二件目の中期見積もりの方は、八月一日に法律が変わつて中期見積もりは作成されないということは皆さん御存じだつたと思うんですけれども、ですから、点検をしっかりと行なうべきではない、ようやく私は、多分突き詰めて確認していないだろうという思いで聞いていたんですけども、答えがいただけなかつた。

運用基準に書かれている点検というものを平成二十七年はいつおやりになつたのか、伺いたいと思います。

○岡政府参考人 点検を実施した時期でござりますけれども、平成二十七年につきましては、十一月から十二月にかけて指定の点検を実施したところでございます。

○井出委員 そのときに、十月の法律改正の観点から、チエックというものはなぜなされなかつたのか、教えてください。

○岡政府参考人 法律とおっしゃつておられるん

ですが、これは、部内の情報業務の実施に関する訓令を改正して、これがなくなつたということになります。

○井出委員 点検の方は、二十七年度把握をされで、これからもやつて把握をしていただく、そぞんに統合中期情報見積もりというものが廃止をされています。ただ、これは年度途中の廃止でもあります。ただ、これは年度途中の廃止でもあります。ただ、これは年度途中の廃止でもあります。

○井出委員 一日に統合中期情報見積もりというものが廃止をされています。ただ、その後、独立公文書管理監による検証が進み、慎重に調査した結果、該当する情報が存在せず、今後も発生する見込みがないということが確認されたということでございます。

○井出委員 十一月から十二月に点検をされて、そのときは情報があるという認識で、その後、独立公文書管理監から指摘を受けたと。点検をされ

ているのであれば、しっかりと受けたと。点検をされ

については承知をしておりますし、二十八年中の点検の実施状況についても確認をするつもりでおります。

○井出委員 点検の方は、二十七年度把握をされで、これからもやつて把握をしていただく、そぞんに統合中期情報見積もりというものが廃止をされています。ただ、これは年度途中の廃止でもあります。ただ、これは年度途中の廃止でもあります。ただ、これは年度途中の廃止でもあります。

○井出委員 一日に統合中期情報見積もりというものが廃止をされています。ただ、その後、独立公文書管理監による検証が進み、慎重に調査した結果、該当する情報が存在せず、今後も発生する見込みがないということが確認されたということでございます。

○井出委員 十一月から十二月に点検をされて、そのときは情報があるという認識で、その後、独立公文書管理監から指摘を受けたと。点検をされ

ているのであれば、しっかりと受けたと。点検をされ

報が現出しないままそれが一定期間そのままになっていたという事態を受けまして、これについてはきちんと見直しをするようについて、内閣情報調査室の方から関係省庁にきちんと指示をしているところでございます。

こういう、今御指摘のような可能性もあるということも踏まえまして、特定秘密保護法の適正な施行には一層努力すべく、また、関係省庁においても踏まえまして、特定的な対応がとられるように努めてまいりたいというふうに思つていてござります。

○井出委員 時間もなくなつてまいりましたので、少し大臣の方にまとめたの意味合いで伺いたいんです。

きょうやつている議論というのは、特定秘密の管理の問題なんですね。本来であれば、国会情報監視審査会、国会で特定秘密について何か議論をするときは、特定秘密の中身、その情報が本当に特定秘密としてふさわしいのかとか、その情報をもとに何か重要な政策決定がなされて、それがどうだつたのかとか、本来であればそういうことを、ほかの海外なんかはやつてているわけです、イラク戦争の参戦の可否、そういう検証をしたりですとか。

ただ、私は、この管理の問題は、この間、集中審議のときに委員の方から、その質問はどこに向かつていくんだみたいな意味があるのかみたいなことを言つたのですが、私は、少なくともこの管理の問題を突破できなければ当然その先はないと思っておりますし、それでその作業をふやして大変申しわけないなと思うところもあるんですねけれども、それはそういう法律ですから、本当に我々がチェックすべきものをチェックするためには乗り越えていかなきゃいけないと想います。

きょうは本当にごく一部の話なんですけれども、多分管理も大変だと思いますし、国會議員の多くは目が届いていないだらうという思いもあるんですが、やはりその管理に抜かりがあつて困

るんですよ。管理の問題だから本質じゃない、大した問題じゃない、多いか若干かだ、大半か若干か、そういう問題ではないと。

管理についても、私は、全力でチェックをして、本質的なところに入つていきたいと思いますし、それについて、その管理をしっかりとやつて、本質的なところを御答弁いただきたいと思いま

す。

○金田国務大臣 委員御指摘のとおりだと私は思つております。

それは、私も、内閣保全監視委員会の委員長と

して、例え

たりした場合には、全ての行政機関において、こ

の法律の施行に責任を負う立場から、やはり齊一

的な是正を行つていく、必要な場合にはそういう

運用基準の見直しを検討するとか、そういうこと

も含めて、行政各部の統一を図ること、これが私

たちにも非常に重要な課題となつてゐると思いま

すので、御指摘の管理という面は非常に重要だ、

このように考へております。

○井出委員 隣の部屋での第二ラウンドはあるん

ですが、法務委員会の特定秘密の質問はきょうは午前までとさせていただいて、午後、旧姓使用に

ついて伺ひます。

○鈴木委員長 午後一時から委員会を再開することととし、この際、休憩いたします。

午後零時四分休憩

やはりこの「公的なものへの献身」、これは、私たちは議員、議員のみならず各官僚の皆さんもそうだと思いますし、それから全ての日本国民のそれぞれの皆さんのが、公的なものにはどうやつたら自分が役に立つことができるんだろうか、そういった思いを共有することができたら、間違いなくこの国はすばらしい国になつていくだろうと思

います。

最近、そういうことを語ると、何となく自民党は説教臭いとか、そういう考え方を強制するのか、あるいはまた、昔のときのようにお国のためには尽くせということを言うのかみたいなことを言

われる方もおられますけれども、そうではなくて、自分がこの世の中に生まれてきて、どうやって役に立つことができるか、まだあるいは、いろいろな場面でお世話をなつた方々がいるわけで、その方々にどうやつたら恩返しができるか、そういった思いを共有することができるか、そう

はないかと思つております。

そんな中で、大臣の就任挨拶の中でこういつた言葉が出てきたというのは本当にいいことだなと思ひますし、ぜひこれから法務行政をそういうふうに思つて前に進めていただきたいというふうに思つております。

それで、次、質問に移りたいと思います。

最近は、観光立国推進に向けた各種の取り組み

が進められております。

私の選挙区も、京都ですけれども、外国人の觀光客も大変ふえてきております。先日も私の娘が伏見稲荷に行つて千本鳥居のところに行つたら、

物すごく中国人の方が多くて、これは一体どこの

不在といふことで、大臣の所信の中で、大変思いのこもつた御挨拶で、私も感動しまして、その中で特に印象に残つたのが「公的なものへの献身」という言葉を金田大臣がおつしやつておられました。その思いを大臣からぜひお聞かせいただきたいなというふうに思つておつたんですけれども。

やはりこの「公的なものへの献身」、これは、私たち国会議員、議員のみならず各官僚の皆さんもそうだと思いますし、それから全ての日本国民のそれぞれの皆さんのが、公的なものにはどうやつたら自分が役に立つことができるんだろうか、そういった思いを共有することができたら、間違いなくこの国はすばらしい国になつていくんだろうと思

います。

私も先日、夏休みに少し大阪の空氣をちょっとと

吸つてみようと思つて大阪の方に行つてみたら、日本橋とか道頓堀周辺、これも本当に中国の方が物すごく多くて、今でもあそこで爆買いをしてい

るのかなというふうな状況でした。うちの地元に

はJR奈良線という、京都から奈良の間を走つて

いるJRがありますけれども、これも本当に外

国人観光客の方でいっぱいです。

そんなふうに、外国人の入国者も本当にふえて

きておりますが、お聞きをしたいのは、直近十年

間の外国人入国者数でございま

す。昨年、平成二十七年は、千九百六十九万人と

なり、過去最高を更新したところでござります。

過去十年間の推移を見ますと、平成十八年、十

年前は八百十一万人でございました。その後、増

加の傾向がございますが、ただ、途中、平成二十

一年は新型インフルエンザの流行の影響がありま

す。また、平成二十三年には東日本大震災の影

響がありまして、この二カ年につきましては対前

年で大きく減少したところでございますが、その後、特に平成二十三年以降は一貫して増加傾向に

ござります。

その伸びはかなり激急なものでございまして、

前年比の数字を申し上げますと、平成二十四年は

対前年比で約二九%の増、平成二十五年は約二

三%の増、平成二十六年が約二六%の増、平成二

十七年に至つては対前年比で約三九%の増とい

うことで、その数はほぼ二千万人に届くところまで

に達したところでござります。

国なんだらうというふうな印象を持つたと。翻つて、近くに東福寺というお寺もあるんですけど、東福寺に行つたら誰もいなくて、これはすごく癒やされたと言つておりますけれども、本当に地域によつても行く人が多いところ、少ないところがあると思います。

私は先日、夏休みに少し大阪の空氣をちょっとと

吸つてみようと思つて大阪の方に行つてみたら、

も、東福寺に行つたら誰もいなくて、これはすご

く癒やされたと言つおりましたけれども、本当に

地域によつても行く人が多いところ、少ないところがあると思います。

国別に申し上げますと、中国につきましては、平成二十四年には百六十三万人であったものが、平成二十七年には四百五十万人と二・八倍になります。同様に、タイは、二十八万人であつたものが八十二万人と約二・九倍と、大幅に増加しておりますところでございます。

これら急増の理由でございますが、さまざまな要因が複合しているということであろうと思いますけれども、一つには、円安の傾向が継続しているといふことがあります。また、政府において、訪日外国人旅行者数の目標を掲げまして、タイ、マレーシア及びインドネシア向けの査証発給要件緩和等の、ビザの戦略的な緩和を実施するなど、政府一丸となつて観光立国の推進のための各種の取り組みを行つてきたことがその増加の要因であると考えております。

○安藤委員 ありがとうございます。

目標どおり順調に観光客等があつておられるというのは喜ばしいこととも思いますが、他方で、今世界じゅうで問題となつておるテロリズムをいかに防ぐかと、いうことこれから大きな課題として考えていかなくてはなりません。特に、これから、二〇一九年にはラグビーワールドカップがあり、二〇二〇年には東京オリンピック・パラリンピックが開催をされるということになつております。世界が注目をするという大きな大会でテロを発生させてしまうということは、大会のホスト国としては許されないことであると思つております。

そこで、警察庁にお聞きをしたいと思いますけれども、これらの国際大会の開催が予定される中で、国際テロに対する備えを今後どのようにしていく予定なのかをお答えいただきたいと思います。

○白川政府参考人 お答え申し上げます。

二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会は、厳しい国際テロ等の情勢のもと、国際的に最高度の注目を集め行事であります。

開催国としての治安責任を果たす必要があると考えております。

警察では、昨年六月、警察庁国際テロ対策強化要綱を策定した上、外国治安情報機関との緊密な連携等による情報収集、分析の強化、関係機関と連携した水際対策や、官民連携の強化、各種部隊の能力向上等による国内におけるテロ等発生時の事態対処能力の強化等の施策を推進しているところでございます。

こうした取り組みを着実に推進し、テロ対策に万全を期することにより、テロを防止し、治安対策の面から二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に貢献してまいりたいと考えております。

○安藤委員 ありがとうございます。

なかなかこういった国会の場でつまびらかに今どういう対策をしているというのは言えないといふ場面もあるとは思いますが、ぜひ万全の対策をしていただいて、本当に安心、安全に世界じゅうの人が楽しめる大会を開いていただければというふうに思つております。

それから、もう一つ、外国人旅行者がふえていく中で、質問したいのが、最近、民泊といふものが大変注目をされるようになつてしまつました。

この民泊についてもいろいろな意見があるところがございます。普通に住んでいる自分の家の隣の家が民泊で貸し出されることになると、いつも民泊といふ人がいるのに、わざわざこれを小さなプラスの余力がある人が、だつたらもう払わなくていいや、民泊で五千円の宿があるからこつちに泊まつたらいいやというふうなことになつてしまふと、結果として日本国内に払う単価が下がつてしまふ。そうすると、プラスでいっぱい払ってくれども進めてしまうと、例えば一泊二万円払うだけの余力がある人が、だつたらもう払わなくていいや、民泊で五千円の宿があるからこつちに泊まつたらいいやというふうなことになつてしまふと、結果として日本国内に払う単価が下がつてしまふ。そうする、さらに、行政庁によります報告徴収や立入検査、あるいは、違法民泊を提供した場合の罰則などを整備する。こういうことを通じまして民泊の適正な管理を確保することが、厚生労働省と私ども観光庁との合同の有識者検討会で方向性として取りまとめられたところでございます。

これらの点を踏まえまして、観光庁といたしましては、関係省庁とともに関係者間の意見調整に努めつつ、次期通常国会に法案の提出を進めたいと考えております。

○安藤委員 ありがとうございます。

もう一つ、民泊に関連して質問したいと思います。

現行のいろいろな法律のまま、例えば旅館業を営もうとすると、消防設備とかあるいは避難設備などを備えなくてはなりません。これは当然設備投資が必要となります。その設備投資を回収するためには、それなりの、ある程度の金額の宿泊単価をもらわなくてはならない。そうすると、当然競争が厳しくなるので、いいサービスも提供しなくてはならない。こういったことをやつていく

方があつて、いろいろな問題があるんだろうと思います。

まず、こういった普通に住んでおられる方の持つておられる不安についてどのように今観光庁の方でお考えなのか、お答えいただきたいと思います。

○鰐名政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘の点につきましては、まず住宅提供者に對しまして、民泊を実施する場合に行政庁へ所在地等の届け出を課すとともに、利用者の確認あるいは必要最小限の衛生措置、近隣トラブル防止のための管理責任を課していく。その一方、住宅提供者が不在であるという民泊もござりますけれども、こういう場合には、これらの管理を行政庁に登録された管理者に委託するということを必要とする、さらに、行政庁によります報告徴収や立入検査、あるいは、違法民泊を提供した場合の罰則などを整備する。こういうことを通じまして民泊の適正な管理を確保することが、厚生労働省と私ども観光庁との合同の有識者検討会で方向性として取りまとめられたところでございます。

これからの点を踏まえまして、観光庁といたしましては、関係省庁とともに関係者間の意見調整に努めつつ、次期通常国会に法案の提出を進めたいと考えております。

○安藤委員 ありがとうございます。

もう一つ、民泊に関連して質問したいと思います。

カーラーのような方々まで、訪日外国人の観光客の方々は非常にさまざまな宿泊ニーズを持っておりますので、そうしたことの環境整備をしていくとともに、富裕層の方々からあるいはバックパッカーのような方々まで、訪日外国人の観光客の方々は非常にさまざまな宿泊ニーズを持つております。特に、富裕層の方々からあるいはバックパッカーのような方々まで、訪日外国人の観光客の方々は非常にさまざまな宿泊ニーズを持つておりますので、そうしたことの環境整備をしていくとともに、富裕層の方々からあるいはバックパッカーのような方々まで、訪日外国人の観光客の方々は非常にさまざまな宿泊ニーズを持つております。また、大勢いらしていただいて、宿泊することのみならず、飲食や交流、体験を通じた消費額全体をふやすという形で地域経済の活性化を図つていくという必要もございます。

もちろん、委員御指摘のように、いわゆるホテ

ルや旅館、こういったことも整備をしていく必要

もあると思いますけれども、今のような多様なニーズにも応えられるそうした受け入れ環境を整備し、それによってさまざまな方々にお越しいただくことによりまして、結果として、いろいろな飲食や交流、体験などを通じて全体として消費額をふやしていく、こういうようなことに取り組んでまいりたいと思つております。

○安藤委員 ありがとうございます。

時間が来ましたのでそろそろ終わりにしたいと思ひますけれども、多様なニーズに応えるというのも確かに必要なことだらうと思いますけれども、やはり、今までのきちんとした、安全に対しても投資をしている業者の皆さん方が決してこれはばかりかしいなど思うことがないようについてと、それと、このように供給をふやしていくことによって単価を下げるということが、全体としてまたデフレの状況に行つてしまふのではないかということは心配をしております。

やはり、供給をふやすというのも、需要をしっかりと見きわめながら供給をふやしていくかなど、單に値下げという方向に走つてしまふと日本経済全体に対してはマイナスの影響になつてしまひますので、そういうこともしつかりと考えながらこれからこの民泊等は進めていただきたいと思つております。

質問を終わります。どうもありがとうございました。

○鈴木委員長 次に、門博文君。

○門委員 自由民主党の門博文でございます。

このたびも質問の機会を頂戴いたしまして、まことにありがとうございます。

金田大臣におかれましては法務大臣御就任まことにおめでとうござりますと、原稿は用意したんですけども、大臣がちょっとほかの委員会に御出席ということで、大臣にかわつてその部分は盛山副大臣が御答弁いただけと聞いておりますので、盛山副大臣も御就任まことにおめでとうございます。大変御苦労さまですけれども、よろしく

お願いいたします。

それでは、大臣の所信の内容に基づいて質問をさせていただきたいと思います。

まず、お手元に、観光庁の資料を用意していた

だきました。出入国管理についてお尋ねをさせていただきます。

安倍政権が掲げます成長戦略の中でも最も期待が寄せられている分野の一つが観光であります。

近年、訪日外国人の数は予想をはるかに上回るペースで順調に推移をしております。昨年は、念願の年間二千万人をほぼ達成する実績を残しました。ただ、このペースに特に入国審査の実務が追いつかず、審査時間に長時間の待ち時間が発生し、御来日いただいたお客様に迷惑をかけたこと

もあつたようになります。

法務省も、人材の増強や、それから機械化など、積極的にお取り組みをいただいておりますが、改めて、ことしの訪日客の実績や今後の見通しについて、まず観光庁から御答弁を賜りますでしょうか。お願ひいたします。

○蝦名政府参考人 お答え申し上げます。

訪日外国人旅行者数につきましては、先生御指摘のとおり、昨年一千九百七十四万人に達したところです。

このことし一月から八月までの合計は前年比二四・七%増の千六百六万人となつております。

このため、本年の訪日外国人旅行者数の見通しにつきましては、特段の外的要因がなければ、遅くとも十一月半ばまでには二千万人を超えるもの

といふことを見込んでおります。

○門委員 ありがとうございます。

近年、本当にすごいペースで訪日外国人の数がふえてきておりますけれども、法務委員会の委員の皆様とも、本年の状況については今の答弁で状況を共有させていただいたと思います。

その上で、いよいよ、二〇二〇年、東京オリンピック・パラリンピックの年には、訪日外国人客が実際に四千万人を達成するであろう、達成していく

私は、我が国が十分な受け皿を各分野で準備で

きれば必ずこの数字は二〇二〇年に達成されるものと思っておりますけれども、例えば、航空機の受け入れ容量であつたり、そしてまた、先ほど安藤委員の関連の御質問にもありましたけれども、民泊等も含めて宿泊施設の整備、そしてまた、

今、出入国管理の能力など、そのような要素が十分受け皿として用意ができれば四千万人達成できなければ難しいこともあるのではないかと思

います。

私の地元には関西空港がありまして、昨年、こ

こも予想をはるかに上回る訪日外国人が利用されまして、さつき申し上げたように、入国審査に長時間を要することもありました。そんなに多くの事例じゃなかつたのかもわかりませんけれども、近距離便、韓国、中国から飛んできたお客様が、自分たちがフライイトで費やした時間の倍ぐらい空港の中で待たされたというようなメールも届けられたと聞きました。

それで、昨年はそういうことで、法務省それから当時の関空会社などが機動的に対応くださったおかげで、現在は随分と改善され、安定していると聞いています。

その上で、最近のトピックスとしましては、この十月から、新しい方法、システムとしてバイオ

カードなるものが導入されたと聞いております。この導入以降半月が経過していますけれども、バイオカードの概要と現状について法務省からお答えをいただきたい、御説明をいただきたいと思

います。

バイオカードの利用につきまして外国人観光客のお客様からの反応でございますけれども、とて

も早く便利になつたなどという好意的な反応が得られていますと現地から報告を受けているところ

でございます。

また、入国審査を行う私どもの職員の側からの

ことになりますけれども、バイオカードを使用し

て個人識別情報を事前に取得することで上陸審査

ブースにおける手続が省力されまして、審査ブースにおける一人当たりの審査時間は従前よりも三割以上短縮されることになりましたし、審査官に

いたしましても、その場で個人識別情報を的確に取得する負担が軽減して、その分、ほかにチェックすべき事項の審査、上陸審査により集中するこ

とができるようになった、そのような効果も出で

いるようございます。

今後、他の空港へも、平成二十八年度補正予算

を、今までにはベースでとつておりましたけれども、そのベースに行くまでお待ちいただいている

行列の中で、審査待ち時間を利用して指紋と顔写

真の個人識別情報を提供していただく、そのための機械がバイオカードでございます。

これを、今月一日から運用を開始しております

て、これまでのところ、上陸審査場における混乱もなく、順調に運用されておるところでございます。

審査待ち時間にどのくらいの効果があつたかと

いうことでございますけれども、実は、審査待ち時間自体は、入国者数でありますとか、入国審査官の増員の程度でございますとか、また、審査ブースがそもそも大分増設されてきたというよう

なりいろいろな影響の要因がございますが、単純に前年同期と数字的に比較することをいたします

と、バイオカードを導入した関西空港の第一ターミナルの上陸審査場について言いますと、本月の一

日から十五日までと短期間の数字ではございま

すけれども、最長審査待ち時間のその期間平均し

た数値を昨年の同期と比べると、四割以上の短縮効果が出ております。

バイオカードの利用につきまして外国人観光客のお客様からの反応でございますけれども、とて

も早く便利になつたなどという好意的な反応が得られていますと現地から報告を受けているところ

でございます。

また、入国審査を行う私どもの職員の側からの

ことになりますけれども、バイオカードを使用し

て個人識別情報を事前に取得することで上陸審査

ブースにおける手續が省力されまして、審査ブ

ースにおける一人当たりの審査時間は従前よりも三

割以上短縮されることになりましたし、審査官に

いたしましても、その場で個人識別情報を的確に

取得する負担が軽減して、その分、ほかにチエッ

クすべき事項の審査、上陸審査により集中するこ

とができるようになった、そのような効果も出で

いるようございます。

今後、他の空港へも、平成二十八年度補正予算

○門委員　ありがとうございました。

現在のところは極めて順調に導入の成果が出ているということですので、今御答弁ありましたように、全国にあります国際空港にも、できるだけこのような同等な設備、システムの導入を図っていただきたいと思います。

その上で、観光立国が成功していくためには、霞が関の役所それぞれの役割分担があつて、先ほど御答弁いただきました観光庁のみならず、法務省も今までの役割以上に観光立国成功のために大変新しい能力が求められていると思いますので、盛山副大臣から政務の方の決意を聞かせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○盛山副大臣　観光に大変お詳しい門議員から大変鋭い御質問をいただいているわけでございます。

いろいろな取り組みをしております。

先ほど門委員の方から御紹介のありましたビザの緩和、そういうたとこもそうでござりますが、今、入管局長から御答弁を申し上げました出入国管理の部分での個人的体制の整備ということです。入国審査官の増員を継続してやっているところであります。今年度、平成二十八年度は、入国審査官百六十二名増員をしていたわけですが、それとも、さらに九月に六十二人の緊急増員、こういったものも認められています。

それから、先ほど来、門委員からの御紹介もありましたように、我々だけでは不十分でございますので、国土交通省とも連携をとりながら、まずは空港を中心として、審査ブース、これは物理的なスペースを国交省の方で広げてもらわないといけないのですから、そういうしたこと、あるいはクルーズ船が来たときの旅客船のターミナル、あるいは、我々の方では、簡易な手続で上陸を認め

る船舶觀光上陸許可制度の開始、それから今申し上げましたバイオカート、その他、そんなことでいろいろな対応をしているところでございます。今後の取り組みとしては、出入国管理上のリスクが低く、信頼できると見られる渡航者、トラストeddトラベラー、そんなふうに我々は言つておりますけれども、そういう方に對しての自動化ゲートの対象、これを十一月一日から開始したいと思つております。また、先ほど入管局長からも話がありましたら、関空以外の成田その他の空港にバイオカートを可能な限り早期に導入していくたいと思つております。

とりあえずは二千万ということにほぼ来たわけでござりますけれども、二〇二〇年に向けてこれが四千万ということになります。そして、二〇三〇年にはさらに六千万ということでございますので、ほかの各省とも御協力をさせていただきながら、四千万 六千万に向けての円滑な受け入れ体制の整備、こういったものに今後とも取り組んでいきたいと考えております。

○門委員 ありがとうございました。

ぜひ積極的な取り組みをよろしくお願ひいたします。

次に、人権問題等への対応についてお尋ねをしたいと思います。

大臣所信の中で、いじめ、インターネットを悪用した名譽毀損、プライバシーの侵害などの人権問題に対応するため、特に人権啓発、調査・救済活動等に取り組む旨を表明されております。また、ヘイトスピーチについても、さきの国会にて成立した法律をもとに具体的な施策に取り組んでいかれるとお伺いをいたしました。

人権問題、差別についても、インターネットの影響などで差別の形態が変化してきているのではないかと思います。私も提出者の一人ですが、部落差別の解消の推進に関する法律案を目下御審議いただいておりますけれども、部落差別についても、インターネットを使ってさまざまなお誹謗中傷がなされており、また、部落地名総鑑なるものを

発刊、そしてネット上で販売しようとしている動きもあるようございます。

私も、この法律の立法過程でいろいろの方の御意見や知見に触れました。先人のさまざまなる努力と取り組みのかいがあつて収束に向かっていろいろな差別が、インターネットのような表現や伝達の仕方の変化によって逆にぶり返したり、また新しい形の差別が生まれていつているのではないかと心配をしております。

そこで、特にこのようなインターネットを悪用した新しい人権問題について、副大臣の御懸念、そして対策への意気込みについてお尋ねをさせていただきたいと思います。

○盛山副大臣 今御指摘いただきましたとおり、我々、人権局ということで、差別のない社会といふことを目指しているわけでございますけれども、インターネットは、情報の発信、情報収集が容易である反面、匿名性ということで、今までとは違う形での人権問題が発生しております。委員御指摘のとおりかと思ひます。

そんな中で、インターネット上の人权問題についても、我々法務省として、人权に関する正しい理解を深めるための啓発活動、あるいはプロバイダーなどに対する削除要請、こういった調査や救済活動にこれからも取り組んでいきたいと思っております。

特に、今、門先生が取り組んでおられる同和の関係の議員立法の関係にもなるわけでございますけれども、特定地域の地名等を同和地区であるとして掲載する復刻全国部落調査というような書籍がインターネットの通販サイトで販売されると、いつたようなことを我々も承知しております。

個別の案件に対してもなかなかお答えできないわけでございますけれども、一般論として言いますと、不当な差別的取り扱いを助長、誘発する目的で特定の何らかの情報が出るということは人権擁護上問題であると私たちには考えておりますので、そのような当該情報が出るならば、削除をプロバイダーに要請する、そういうことにこれまで

でも努めてきたところでござりますが、今後とも引き続き、偏見や差別をなくすための啓発活動に取り組んでまいりたいと考えております。

○門委員　ありがとうございました。

もう時間がなくなりましたけれども、あと一問、本當は矯正施設の老朽化対策も質問をさせていただきたかつたんです。また次の機会にさせていただきたいと思いますが、矯正施設は、古くなつても、そこに入られている受刑者が署名活動か何かをやって、要望活動なんかできる施設じゃありません。なかなか職員の方からもそのことを訴える機会がないので、せひともそこはおもんぱかって、受刑者ですから劣悪な環境でいいということではないということはもう多分ここにいらつしやる委員の方々は御理解いただいていると思いますので、またその面についても今後御対応いただきたいと思います。

本日はありがとうございました。

○鈴木委員長　次に、國重徹君。

○國重委員　公明黨の國重徹でございます。

まず、この場にはいらっしゃいませんが、金田法務大臣、そして井野政務官の御就任、本当におかげでとうござります。また、盛山副大臣におかれましては御留任ということで、引き続きよろしくお願いいたします。

私も、当委員会の与党の理事の一人といたしまして、古川筆頭理事、また逢坂筆頭理事のもと、鈴木委員長をしっかりとお支えして、充実した審議をこの委員会で行つてまいりたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

本日は、大臣所信に対する質疑ということですがけれども、ほかの特別委員会の質疑に応対せざるを得ないということで、大臣不在のまま質疑をさせていただくことになります。これは本当に残念ではありますけれども、きょうは、盛山副大臣に、金田大臣に成りかわつて、また、その思いを受けて、しっかりと御答弁いただきたいというふうに思います。

きょうは、大きく二点お伺いしたいと思っておりま

安定した職業を得ることもできないということです。やはり一番の肝は住居になつてくると思いま

す。

お配りした資料の二、「ごらんいただけますでしょか。これは本年度の六月八日付の産経新聞の記事でありますけれども、要は何を書いているかといいますと、振り込め詐欺など特殊詐欺の犯行グループのメンバーとして誘い入れるリクルーター」というのが暗躍していると。

「生活費に困る人を巧みに見つけ出しては犯行グループに引き込み、刑務所の出所者も狙うというリクルーター」ということでリード文で書いておりますけれども、この一番最下段の行のところにも、「リクルーターとみられる六十代の男は、刑務所前で待ち構え、出所してきた男性らに声を掛けたて犯行グループに誘い込んでいた。勧誘されたのは五十～六十代の男性ばかりで、出所した後の生活に悩む人にターゲットを絞っていたとみられる」ということで、こういつた記事からも、いかに帰るべき場所があるのか、帰先があるのか、ここが再犯防止のためにも重要なんだということがわかると思います。

これを見ていただきますと、刑務所を出所する場合に、仮釈放と満期釈放がありますけれども、年間、仮釈放の方が約一万四千人、満期釈放の方が約一万人いらっしゃいます。出所後、親とか配偶者等のもとに帰ればいいんですけども、そういうたぶん人がいるなくて、帰るべき場所がないという出所者も当然います。こういった方たちを受け入れるオーナー、受け皿となつているのが、国が委託をして民間が運営をしている、この右側にある更生保護施設でございます。

この更生保護施設の年間の入所者数、ここでも書かせていただいていますけれども、年間約八千四百人の受け入れをしております。そして、この

更生保護施設というのは、行き場のない方たちを受入れて宿泊場所、また食事も提供する。ま

た、それだけではなくて、社会適応できるようにしっかりと支援をして、その再出発を支えており

ます。

まさに、行き場のない出所者の住居確保の

かなめ中のかなめ、再犯防止の最前線が更生保護

施設と言つても過言ではありません。

適当な帰宿先等がない場合というのは、仮釈放

できなんんですね。満期釈放になります。満期釈

放になつた場合のうち、書かせていただいており

ます、帰るべき場所がない人というのが年間約五

千七百人もいます。さまざま努力をしております

けれども、今現在でも約五千七百人いるということ

です。

そこで、まず、保護局長の畠本局長に伺いま
す。
帰るべき場所がない出所者を半数以上含む満期
釈放者と居住引受人が調整されている仮釈放者の
再犯率の違い、また、帰るべき場所がない者の再
犯のリスクの高さ、これを示すデータがあればぜ
ひ教えていただきたいと思います。

○畠本政府参考人 平成二十六年に出所した受刑

者の二年以内の再入率を見ますと、満期釈放者は
二七・三%、それに対しまして仮釈放者は一・
八%となつております。

また、平成二十三年の調査になりますが、出所

後三ヶ月未満で再犯をした者の内訳を見ますと、
帰るべき場所のない満期出所者が五一・四%を占
めております。この調査時における帰るべき場所

のない満期出所者の数は出所者全体の約二三%で

す。

更生保護施設、これは全国に百二施設あります

けれども、入所可能な、定員に対する実際の入所

者数、入所率、収容率、これは何割程度、何%程

度なのかお伺いいたします。

○畠本政府参考人 平成二十七年度に全国の更生

保護施設が受け入れた者の合計数は八千四百三十

八人でありまして、平均収容率は七五・三%と

なつております。

○國重委員 そうなんですね。

この入所率、収容率というのは大体七割五分ぐ

らい、七五%程度ということで、これはマックス

までは行つていなといふことです。ここをいか

に伸ばしていくかといふことも極めて重要なこと

になると思います。

我が党の中、再犯防止対策強化プロジェクト

チーム」というのがありますと、私もその一員であ

りますけれども、それでさまざまな更生保護施設

の現場にも行きました、視察にも行きました。ま

た、そういつた方がら議員会館にお越しいただい

ます。

しかも、更生保護施設で働かれている職員の方

は平均年齢約六十歳ということで、体力的にも大

変なんだと。この中で七五%しか受け入れていな

いというのか、この状態の中でよくぞ七五%も受

け入れていただいているというのか、私は後者の

方が大きいんじゃないかなというふうにも思つて

ございます。

しかも、この指導も大変だとかいうような

處遇をしていくことが難しいようなさまざまな方もい

て、その中で、使命感に燃えて頑張っているけれ

ども、非常に過酷な中でやられているのが実態で

もない方もいて、一晩じゅうずっと起きて待つて

いないといけないとか、また、暴走族の元特攻隊

長とかがいて、指導もなかなか聞かないような方

もいて、この指導も大変だとかいうような

処遇をしておりました。

○國重委員 そうなんですね。

この入所率、収容率というのは大体七割五分ぐ

らい、七五%程度ということで、これはマックス

までは行つていなといふことです。ここをいか

に伸ばしていくかといふことも極めて重要なこと

になると思います。

我が党の中、再犯防止対策強化プロジェクト

チーム」というのがありますと、私もその一員であ

りますけれども、それではさまざまな更生保護施設

の現場にも行きました、視察にも行きました。ま

た、そういつた方がら議員会館にお越しいただい

ます。

しかも、更生保護施設で働かれている職員の方

は平均年齢約六十歳ということで、体力的にも大

変なんだと。この中で七五%しか受け入れていな

いというのか、この状態の中でよくぞ七五%も受

け入れていただいているというのか、私は後者の

方が大きいんじゃないかなというふうにも思つて

ございます。

しかも、この指導も大変だとかいうような

処遇をしていくことが難しいような方も多い

て、その中で、使命感に燃えて頑張っているけれ

ども、非常に過酷な中でやられているのが実態で

もない方もいて、一晩じゅうずっと起きて待つて

いないといけないとか、また、暴走族の元特攻隊

長とかがいて、指導もなかなか聞かないような方

もいて、この指導も大変だとかいうような

処遇をしておりました。

○國重委員 そうなんですね。

この入所率、収容率というのは大体七割五分ぐ

らい、七五%程度ということで、これはマックス

までは行つていなといふことです。ここをいか

に伸ばしていくかといふことも極めて重要なこと

になると思います。

我が党の中、再犯防止対策強化プロジェクト

チーム」というのがありますと、私もその一員であ

りますけれども、それではさまざまな更生保護施設

の現場にも行きました、視察にも行きました。ま

た、そういつた方がら議員会館にお越しいただい

ます。

しかも、更生保護施設で働かれている職員の方

は平均年齢約六十歳ということで、体力的にも大

変なんだと。この中で七五%しか受け入れていな

いというのか、この状態の中でよくぞ七五%も受

け入れていただいているというのか、私は後者の

方が大きいんじゃないかなというふうにも思つて

ございます。

しかも、この指導も大変だとかいうような

処遇をしていくことが難しいような方も多い

て、その中で、使命感に燃えて頑張っているけれ

ども、非常に過酷な中でやられているのが実態で

もない方もいて、一晩じゅうずっと起きて待つて

いないといけないとか、また、暴走族の元特攻隊

長とかがいて、指導もなかなか聞かないような方

もいて、この指導も大変だとかいうような

処遇をしておりました。

○國重委員 そうなんですね。

この入所率、収容率というのは大体七割五分ぐ

らい、七五%程度ということで、これはマックス

までは行つていなといふことです。ここをいか

に伸ばしていくかといふことも極めて重要なこと

になると思います。

我が党の中、再犯防止対策強化プロジェクト

チーム」というのがありますと、私もその一員であ

りますけれども、それではさまざまな更生保護施設

の現場にも行きました、視察にも行きました。ま

た、そういつた方がら議員会館にお越しいただい

ます。

しかも、更生保護施設で働かれている職員の方

は平均年齢約六十歳ということで、体力的にも大

変なんだと。この中で七五%しか受け入れていな

いというのか、この状態の中でよくぞ七五%も受

け入れていただいているというのか、私は後者の

方が大きいんじゃないかなというふうにも思つて

ございます。

しかも、この指導も大変だとかいうような

処遇をしていくことが難しいような方も多い

て、その中で、使命感に燃えて頑張っているけれ

ども、非常に過酷な中でやられているのが実態で

もない方もいて、一晩じゅうずっと起きて待つて

いないといけないとか、また、暴走族の元特攻隊

長とかがいて、指導もなかなか聞かないような方

もいて、この指導も大変だとかいうような

処遇をしておりました。

○國重委員 そうなんですね。

この入所率、収容率というのは大体七割五分ぐ

らい、七五%程度ということで、これはマックス

までは行つていなといふことです。ここをいか

に伸ばしていくかといふことも極めて重要なこと

になると思います。

我が党の中、再犯防止対策強化プロジェクト

チーム」というのがありますと、私もその一員であ

りますけれども、それではさまざまな更生保護施設

の現場にも行きました、視察にも行きました。ま

た、そういつた方がら議員会館にお越しいただい

ます。

しかも、更生保護施設で働かれている職員の方

は平均年齢約六十歳ということで、体力的にも大

変なんだと。この中で七五%しか受け入れていな

いというのか、この状態の中でよくぞ七五%も受

け入れていただいているというのか、私は後者の

方が大きいんじゃないかなというふうにも思つて

ございます。

しかも、この指導も大変だとかいうような

処遇をしていくことが難しいような方も多い

て、その中で、使命感に燃えて頑張っているけれ

ども、非常に過酷な中でやられているのが実態で

もない方もいて、一晩じゅうずっと起きて待つて

いないといけないとか、また、暴走族の元特攻隊

長とかがいて、指導もなかなか聞かないような方

もいて、この指導も大変だとかいうような

処遇をしておりました。

○國重委員 そうなんですね。

この入所率、収容率というのは大体七割五分ぐ

らい、七五%程度ということで、これはマックス

までは行つていなといふことです。ここをいか

に伸ばしていくかといふことも極めて重要なこと

になると思います。

我が党の中、再犯防止対策強化プロジェクト

チーム」というのがありますと、私もその一員であ

りますけれども、それではさまざまな更生保護施設

の現場にも行きました、視察にも行きました。ま

た、そういつた方がら議員会館にお越しいただい

ます。

しかも、更生保護施設で働かれている職員の方

は平均年齢約六十歳ということで、体力的にも大

変なんだと。この中で七五%しか受け入れていな

いというのか、この状態の中でよくぞ七五%も受

け入れていただいているというのか、私は後者の

方が大きいんじゃないかなというふうにも思つて

ございます。

しかも、この指導も大変だとかいうような

処遇をしていくことが難しいような方も多い

て、その中で、使命感に燃えて頑張っているけれ

ども、非常に過酷な中でやられているのが実態で

もない方もいて、一晩じゅうずっと起きて待つて

いないといけないとか、また、暴走族の元特攻隊

長とかがいて、指導もなかなか聞かないような方

もいて、この指導も大変だとかいうような

処遇をしておりました。

○國重委員 そうなんですね。

この入所率、収容率というのは大体七割五分ぐ

らい、七五%程度ということで、これはマックス

までは行つていなといふことです。ここをいか

に伸ばしていくかといふことも極めて重要なこと

になると思います。

我が党の中、再犯防止対策強化プロジェクト

チーム」というのがありますと、私もその一員であ

りますけれども、それではさまざまな更生保護施設

の現場にも行きました、視察にも行きました。ま

た、そういつた方がら議員会館にお越しいただい

ます。

しかも、更生保護施設で働かれている職員の方

は平均年齢約六十歳ということで、体力的にも大

変なんだと。この中で七五%しか受け入れていな

いというのか、この状態の中でよくぞ七五%も受

け入れていただいているというのか、私は後者の

方が大きいんじゃないかなというふうにも思つて

ございます。

しかも、この指導も大変だとかいうような

処遇をしていくことが難しいような方も多い

て、その中で、使命感に燃えて頑張っているけれ

ども、非常に過酷な中でやられているのが実態で

もない方もいて、一晩じゅうずっと起きて待つて

いないといけないとか、また、暴走族の元特攻隊

長とかがいて、指導もなかなか聞かないような方

もいて、この指導も大変だとかいうような

処遇をしておりました。

○國重委員 そうなんですね。

この入所率、収容率というのは大体七割五分ぐ

らい、七五%程度ということで、これはマ

しかつたんでしようね、その方にとっては、人の温かさに触れたということ。それから毎日その更生保護施設にお札に来るらしいんです。いつもだつたら出所しても一ヶ月ぐらいで再犯をしても刑務所に入つていただけれども、今でも頑張つて入所していないということで今やつてある例も聞きました。

適切なタイミングで福祉につなげれば、また居場所を見つければ刑務所に入らなくてもいい方たちがこのようにいます。

職員の皆さんのは使命感、熱意を生かして、更生保護施設という再犯防止の最前線のかなめであるこの施設を最大限生かすためには、やはりマンパワーをしっかりと強化していく、職員数をふやしていくことが重要だというふうに思います。

そこで、これは私個人じゃなくて、党的PTTといたしまして、本年五月三十日に再犯防止対策の強化に関する提言というのを、このときは岩城前法務大臣でありましたけれども、申し入れまして、その中で、「過酷な状況にある更生保護施設職員の負担を軽減し、施設の受け入れ機能及び処遇機能を高めるため、職員数を増大させること。」と、更生保護施設の職員体制の強化を、あまたある再犯防止対策の中で真っ先に掲げさせていただきました。

また、視察させていただいた更生保護施設は築六十年以上たつおりましたけれども、例えば塗装が剥げ落ちたり、古びたトイレとか、また修繕もままならない老朽化した更生保護施設というのは全国に多くあります。入所率一〇〇%を目指すのであれば、地域社会の御理解も得ないといけないですし、居住環境を改善していく必要がありま

す。

そこで、これも党PTTといつても、施設運営に必要不可欠な経費については、収容実績にかわらず定額措置をすることについても訴えさせていただきました。

そこで、来年度の予算の概算要求の中でも、今申し上げた我が党の提言がどのように反映している

のか、まずこれについて盛山副大臣にお伺いいたしました。

○盛山副大臣　國重委員から大変いいお話を伺わせていただきまして、まことにありがとうございました。どうぞ

我々法務省といたしましても、再犯の防止といふことを実現するために、特に、帰るべき場所のない刑務所出所者を二〇二〇年までに二千人以上減少させるという数値目標を犯罪対策閣僚会議で決定しているわけですから、これをどうやって達成するかということにおきまして、先ほど來、國重委員が御説明くださいました更生保護施設、これが大変重要なと我々も考えているところであります。

公明党的プロジェクトチームからいただいた御提言、これの第一が更生保護施設の職員体制の強化についてということございました。

こういったことも踏まえまして、我々は、更生保護施設関係の平成二十九年度予算、この主要な要求事項について、施設運営費の定額支弁といふことと、二十八年度比一億一千五百万円ふやした定額支弁についての要求をしております。それから補導職員の増員ということで、二十八年度比二億三千六百万円ふやした予算要求もしているところです。そこでございまして、定額支弁そして補導職員の増員、こういったことを少しでも充実させていくたい、そんなふうに考えております。

○國重委員　概算要求にどのように反映されたのか、またそれを踏まえて、ぜひこれを現実のもとにしていただきたいということで、その決意を含めてお話をいただいたかと思います。

きょうは金田法務大臣がいらっしゃいませんけれども、これはもう政務一体となつての答弁だというふうに私は思つております。

そこで、これも党PTTといつても、施設運営に必要な経費については、収容実績にかわらず定額措置をすることについても訴えさせていただきました。

そこで、来年度の予算の概算要求の中でも、今申し上げた我が党の提言がどのように反映している

読みますと、刑務所に入れば、年間当たり一人の収容者について三百万ぐらいかかるといふことになりました。しつかりとこういうところに手を打ついくことが大事だと思います。

我々法務省といたしましても、再犯の防止といふことを実現するために、特に、帰るべき場所のない刑務所出所者を二〇二〇年までに二千人以上減少させるという数値目標を犯罪対策閣僚会議で決定しているわけですから、これをどうやって達成するかということにおきまして、先ほど來、國重委員が御説明くださいました更生保護施設、これが大変重要なと我々も考えているところであります。

公明党的プロジェクトチームからいただいた御提言、これの第一が更生保護施設の職員体制の強化についてということございました。

こういったことも踏まえまして、我々は、更生保護施設関係の平成二十九年度予算、この主要な要求事項について、施設運営費の定額支弁といふことと、二十八年度比一億一千五百万円ふやした定額支弁についての要求をしております。それから補導職員の増員ということで、二十八年度比二億三千六百万円ふやした予算要求もしているところです。そこでございまして、定額支弁そして補導職員の増員、こういったことを少しでも充実させていくたい、そんなふうに考えております。

今回の法律、さまざま憲法が保障する表現の自由との兼ね合い等もありまして、でも、その中で、これは理念法ではありますけれども、不当な差別的言動が許されないとすることを明確に宣言した法律でございます。

そのことによって、この法律施行後、川崎市で計画されていたデモについて、市が公園の使用を不許可とする判断をいたしました。また裁判所も、これは一定の場所でありますけれども、デモを禁止する仮処分決定を出しました。その後も、市内の別の場所で計画されたヘイトデモ、これについて、これは市でも裁判所でもありませんけれども、市民の抗議によつて、この理念法といふのを止めませんが、ヘイトスピーチの議員立法ができるだけ大きくなつた世の中は変わってきたのか、私自身、そんなふうに強く感じているところでございます。

○盛山副大臣　國重委員のおつしやつたとおりでございまして、プログラム法案ということだったかもしれませんのが、理念法ということだったかもしれないが、理念法といふことだったかもしませんが、ヘイトスピーチの議員立法ができるだけ大きくなつた世の中は変わってきたのか、私自身、そんなふうに強く感じているところでございます。

ところで、御指摘の、我々法務省での組織、人材体制の整備ということござります。先ほどの更生保護施設もそうですが、この人権に関しましても、我々法務省、お金の予算として体制とともに不十分であるというの御指摘のとおりでございます。

委員の御指摘も踏まえまして、法務局、地方法務局、人権擁護局、本省を合わせまして合計三十名の増員の要求を行つてあるところでございます。

今後とも、必要とされるお金、あるいは組織、人的体制、こういった整備にしつかり取り組んで

まいりたいと考えております。

○國重委員 ゼひよろしくお願ひいたします。

以上で終わります。ありがとうございました。

○鈴木委員長 次に、井出庸生君。

○井出委員 再び信州長野の井出庸生です。

午後は気分を変えまして、一新しまして、午前に少しほかの先生方と議論のあつた選択的夫婦別姓、特に旧姓使用のことについて伺いたいと思います。

まず大臣に少しお考えを伺いたいんですが、選択的夫婦別姓は、法制審の答申はありながらもさまざま的な議論があるというのは、午前中お話があつたとおりです。

その一方で、旧姓使用、日本の場合、その多くは女性が旧姓使用の対象であると思うんですけども、その趣旨は、選択的夫婦別姓の法制度であろうとも、選択的とついているぐらいですから選択の自由を法制度で認めようというもの。法制度に今は至っていないんですけれども、旧姓の使用者にとっては法制度じゃないんだけれども、さはさりながら、結婚された方の意思を尊重できる選択の自由ができるようにしよう。

個々人の選択の自由を尊重するという趣旨が旧姓使用として夫婦別姓法制化の声の根底に共通意識としてあると私は思っているんですけども、その辺は共感をしていただけたかどうか。まず、ちょっとそこを伺いたいと思います。

○金田国務大臣 ただいま委員の方から選択的夫婦別姓制度の導入についてのお話があつたわけですけれども、私としましては、この問題については、やはり国民的な議論の動向を踏まえながら慎重に対応していく必要があると認識をする次第であります。

と申し上げるのは、やはり、単に氏の選択にとどまらず、夫婦の間に生まれてくる子供の、子の氏の問題を含めて、我が国の家族のあり方に深くかかわる問題である、そしてまた国民の間にさまざまな意見があるということを踏まえまして、慎重に対応する必要があるという認識を持つており

ます。

○井出委員 慎重対応は私もおつしやるとおりか

など思うんですが、それを法制化しようという

声、私などもそうですねけれども、その一方で現状として旧姓使用を認めようという考え方、その根柢には、結婚された方がどちらの氏を名乗るかと

いうことのやはり選択の自由を与えるようという

趣旨については両方ともそうだ、そんなよう

なお考えを共感していただけるが、そこのところだけお願いします。

○金田国務大臣 私がちょっとお聞きしておりますのは、選択的な夫婦の別氏制度に対する世論調査みたいなものがござります。そういう中ではや

はり賛成と反対が全く拮抗しているような数字を

お聞きしている面もあるもので、そういうふうに

両方のお立場にそれぞれの、これを進めたい、あ

るいは、もつと慎重にとかいう、そういう御意見

の背景があるのでないかなというふうに感じる

わけでありまして、委員御指摘の思いというの

はわかるつもりもあります。もあります。

○井出委員 もありますということで、私も、別

にきょうの十五分で法制化してくれ、しなさいと

いうわけではないので、議論を進めていきたいと

思ふんです。

○井出委員 もありますというふうに感じます。

わざとお配りした資料の一番最後のところに

つけさせていただいてるんですけど、旧姓の使用

をめぐった裁判がありまして、学校の先生、女性

の方が結婚をされて旧姓を名乗り続けたい、た

だ、それは学校側からいかぬと言われて、裁判を

した結果、学校側が戸籍名の氏をその女性に名乗

らせる、旧姓使用を認めないと合理性、必要

性があるという理由だということで、このきょう

持ってきた毎日新聞は「実情を理解しない判決」だ

と厳しく批判をしている。同じもので、日本経済新聞もこの判決について「旧姓使用認めぬ判決への疑問」という記事。割合批判的な記事が多くつたかなと思っているんです。

○井出委員 判決の是非はきょうは議論をしないんですが、判決の是非を理解しないんですが、

毎日新聞で「実情を理解しない」ということがあり

まして、果たしてその実情とは何なのかなと。私も最初この判決に接したときは、毎日新聞や日経新聞のように、あれ、とかと批判的に思つたんですね。

○井出委員 少し大臣にも考えていただきたいん

ですが、旧姓使用をしている裁判官が、判決文

その裁判官の仕事の結晶、象徴、そこで旧姓が使えない。今、理由はおっしゃつていただいたとお

りなんですが、果たしてこれで旧姓使用を認めて

いるのか、その実情を少し解いてみたいと思いまして、きょう伺うんです。

まず、そもそも国は、旧姓使用を平成十三年七

月十一日の「国行政機関での職員の旧姓使用について」の申し合わせで認めていた。ですから、国家公務員は認められている。そこで、法務関係

官、裁判所職員の方は旧姓の使用というものが認められるかどうか、教えてください。

○堀田最高裁判所長官代理者 お答え申し上げます。

裁判所におきましても、行政府省と同様に、男女共同参画社会の実現に向けての社会情勢の動き等に鑑みまして、平成十三年の十月から、職場での呼称や一定の文書等につきまして旧姓使用を認めてきております。

○堀田最高裁判所長官代理者 お答え申し上げます。

裁判所におきましても、行政府省と同様に、男女共同参画社会の実現に向けての社会情勢の動き等に鑑みまして、平成十三年の十月から、職場での呼称や一定の文書等につきまして旧姓使用を認めてきております。

その後、順次、旧姓使用が認められる文書の範囲を拡大させていくところです。

○井出委員 認められる範囲が、恐らく職場での呼称ですか座席表ですか出勤簿とか、多分国

家公務員と似たようなつくりかなと思いますが、だんだん広がってきてている。

○井出委員 認められる範囲が、恐らく職場での呼称ですか座席表ですか出勤簿とか、多分国

家公務員と似たようなつくりかなと思いますが、だんだん広がってきていている。

○井出委員 認められる範囲が、恐らく職場での呼称ですか座席表ですか出勤簿とか、多分国

家公務員と似たようなつくりかなと思いますが、だんだん広がってきてている。

○井出委員 認められる範囲が、恐らく職場での呼称ですか座席表ですか出勤簿とか、多分国

家公務員と似たようなつくりかなと思いますが、だんだん広がってきていている。

ております。

○井出委員 少し大臣にも考えていただきたいん

ですが、旧姓使用をしている裁判官が、判決文

その裁判官の仕事の結晶、象徴、そこで旧姓が使

えない。今、理由はおっしゃつていただいたとお

りなんですが、果たしてこれで旧姓使用を認めて

いるのか、その実情を少し解いてみたいと思いまして、きょう伺うんです。

まず、そもそも国は、旧姓使用を平成十三年七

月十一日の「国行政機関での職員の旧姓使用について」の申し合わせで認めていた。ですから、国家公務員は認められている。そこで、法務関係

官、裁判所職員の方は旧姓の使用というものが認められるかどうか、教えてください。

○堀田最高裁判所長官代理者 お答え申し上げます。

裁判所におきましても、行政府省と同様に、男女共同参画社会の実現に向けての社会情勢の動き等に鑑みまして、平成十三年の十月から、職場での呼称や一定の文書等につきまして旧姓使用を認めてきております。

○堀田最高裁判所長官代理者 お答え申し上げます。

裁判所におきましても、行政府省と同様に、男女共同参画社会の実現に向けての社会情勢の動き等に鑑みまして、平成十三年の十月から、職場での呼称や一定の文書等につきまして旧姓使用を認めてきております。

その後、順次、旧姓使用が認められる文書の範囲を拡大させていくところです。

○井出委員 認められる範囲が、恐らく職場での呼称ですか座席表ですか出勤簿とか、多分国

家公務員と似たようなつくりかなと思いますが、だんだん広がってきてている。

○金田國務大臣 思想、良心の自由の保障というとの御指摘であります。

思想、良心の自由及びその適正手続の保障といふのは、いずれも憲法上保障された重要な基本的人権であるというふうに考えております。人の内心における精神活動の自由であるというふうに説明がなされているものと承知をしております。

○井野大臣政務官 ちょっと補足というか。十九条、憲法上、思想、良心の自由、これは絶対的に保障されています。これは、そもそも論として、内心的自由である限りは他者との権利侵害等衝突がないという前提でございますので、その限りにおいては絶対的に保障される。

その上で、先ほど来、階先生、藤野委員の方からいろいろな共謀罪について、内心を処罰するおそれがあるんじゃないかという御指摘がありますけれども、そもそも、我々はまだ成案もない状況なので、藤野先生がおつしやっているその共謀罪というものが、認識が多分ずれているとか、我々が考えているものと藤野先生が考えているものと何となく全く違うんじゃないのかなと思うところでありますので、それを前提に我々は答弁はしにくいのかなというふうに思つております。

○藤野委員 私が今聞きましたのは、共謀罪じゃなくて、憲法十九条の解釈なんですね。大臣は内心的自由とおつしやいましたが、それは世界共通であります、ある意味。しかし、日本国憲法が、ほかの国の憲法にない思想、良心の自由をわざわざ規定している。

これは多數説でいいますと、例えば芦部信喜先生の本などによりますと、「わが国では、明治憲法下において、治安維持法の運用にみられるように、特定の思想を反国家的なものとして弾圧するという、内心的の自由そのものが侵害される事例が少なくなかつた。」このことに鑑みてわざわざ「とくに保障した」というふうに規定しているわけですね。

大臣、やはり、一般論ではなくて、日本独自

の、そういう戦前の痛苦の教訓を踏まえて日本国憲法がこの十九条で保障している、こういう認識でよろしいですか、大臣。

○金田國務大臣 ただいまの御指摘につきましては、解説書等では、明治憲法においては思想、良心の自由を特別に保障した規定は存在しなかつたけれども、特定の思想信条に対し弾圧が加えられたなどしたことを踏まえて、日本国憲法においてはその保障が明示的に規定されたと説明されており、私は承知をしております。

○藤野委員 これは、解説書じゃなくて、やはり大臣にそういう認識を持つていただきたいのです。

では、もう一個聞きますけれども、同じ日本国憲法十八条で人身の自由、そして三十一條から四十条で刑事手続上の人权を細かく規定しております。これも世界ではまれなんですが、これもやはり戦前の、まさに人權がじゅうりんされたその経験に基づくものだ、大臣、そういう認識でよろしいですか。

○金田國務大臣 ただいまの三十一條の適正手続の保障、そういうものは、法律の定める手続によらなければ刑罰を科せられることはないというものであります。法律で定められた手續が適正でなければならないことのみならず、法律で定められた刑罰の内容も適正でなければならないことを意味していると解されている、このように承知をしております。

○藤野委員 いや、ですから、中身まで適正でなければならぬというのは、まさに戦前の教訓なんですね。手續だけ踏めばいいというんじゃないくて、まさに人權を保障する中身でないといけない。それが戦前の教訓に基づくから、わざわざ憲法はこれだけ詳細なものを規定している。

衆議院の憲法調査会、二〇〇四年五月二十七日に参考人として出席いただいた田口守一さん、早稲田大学法学部教授ですけれども、このようにおつしやっています。「日本の憲法は三十一條か

ら四十条まで十カ条にわたって刑事手続の規定を設けている。およそ百カ条の憲法規範のうちの一割を占めているということになります。比較法的に見てもかなり珍しい、恐らくほかにはないのではないかというような仕組みになつていてるかと思います。日本国憲法というのは刑事手続規範を非常に重視している」「このように、人權規定が憲法の一割を占めるということをどう見るか、こういうのが根本問題としてあるかと思います。」こうおっしゃっております。

まさに根本問題としてあるというふうに私も思うんですね。戦前は、特高警察などによって人權侵害の捜査、逮捕、拷問が横行しました。プロレタリア作家の小林多喜二、あるいは北陸信越プロック選出なんですが、そのうちの県の一つである長野県の諏訪地域、この出身の伊藤千代子という若い女性も、逮捕され、拷問され、死に至る、二十四歳で死に至るという事件も起きております。ですから、そういう戦前の教訓からこういう規定を設けているわけです。

つまり、日本国憲法の立場からすれば、まさに行為主義、思想や信条、良心というのを弾圧した歴史から学んでつくられた憲法、この憲法を持つ日本として、行為主義というのは特に厳格に解釈しなければならないのではないかと思うわけですが、大臣、いかがでしょうか。

○金田國務大臣 法務大臣としてお答えするに当たりましては、憲法の個々の条文の成り立ち等につきましては、やはり意見を差し控えさせていただきたいと思います。

○藤野委員 全く質問の趣旨をわかつていただいているまいと存じます。

ましてや、基本的人权の保障というものが憲法上多々列挙されておりますので、三十一条だけが上位にあるというふうな認識では我々はなくて、全ての人权保障は平等で、全てが大事だというふうに考えております。

○藤野委員 いや、私は個々の成り立ち等についておりません。成り立ちはもうはつきりしてしまつては、やはり意見を差し控えさせていただきたいと思います。

○金田國務大臣 請罪というものが規定をされておりません。協議なんですね、協議を罰する、こういう規定があつたわけです。

この法律が対象とする団体について制定当時の政府は何と説明していたかというのを、配付資料

○金田國務大臣 我が国の刑事法におきましては行為が犯罪として規定されているのは申し上げたとおりでありますし、その意味において、行為の存在が犯罪の前提とされており、行為を伴わない思想が处罚の対象とされることはないものと承知をしております。

○藤野委員 私の質問はそういうことではなくて、その今おっしゃったことを厳格に解釈しないといけないんじゃないのかということです。もう一度お願いします。

○井野大臣政務官 当然、さつきの憲法三十一條、デュー・プロセス・オブ・ローという、手続保障の原則は、私が勉強している限りでは、どの国のか憲法にも共通する部分だというふうに理解をしております。

ましてや、基本的人权の保障というものが憲法上多々列挙されておりますので、三十一条だけが上位にあるというふうな認識では我々はなくて、全ての人权保障は平等で、全てが大事だというふうに考えております。

○藤野委員 全く質問の趣旨をわかつていただいているまいと存じます。

ちょっとと時間もあればなで先に進みますけれども、行為主義というのを厳格にやらないとどうなるか、穴を開けてしまうとどうなるかというのを具体的で見たいと思うんですね。

戦前の治安維持法、これには、第二条で実行協

議罪というものが規定をされておりました。共謀と似ているんです。協議なんですね、協議を罰する、

ちよつとこの資料は読みにくいくらいで、読ませていただきますが、

世間ニハ此法律案ガ労働運動ヲ禁止スルガ為ニ

出来テ居ルヤウニ誤解シテ居ル者ガアルヤウデアリマス、此法律方制定サレマスト、労働者方労働運動ヲスルニ付テ、何等カ拘束ヲ受ケルト云フヤウニ信ジテ居ル者ガアルヤウデアリマス、斯ノ如キハ甚シキ誤解デアリマス、労働者が自己ノ地位ヲ向上セシメルガ為ニ労働運動ヲスルコトハ何等差支ナインミナラズ、私共今日局ニ当ッテ殊ニ内務省ハ其所管ノ省デアリマスガ、左様ナ事ニ向ツテハ何等拘束ヲ加ヘルト云フ考ヲ持タヌノデアリマス、唯々此問題ハ前ニ申上ゲル如ク無政府主義、共産主義ヲ実行セントシテハイケヌト云フ取締法デアリマス、労働者ニシテ無政府主義ヲ唱フルニ非ズ、共産主義ヲ唱フルニ非ザレバ、彼等ガ労働運動ヲスル上ニ於テ此法律案ニ何ノ拘束モ与ヘルモノデナインデアリマス、此事ハ世ノ中ニ誤解ガアルヤウセヌケレドモ、此際之ヲ述ベテ本案ノ趣旨ヲ明瞭ニ致シテ置キタイト思ヒマス

つまり、政府は、治安維持法が労働運動には関係ない関係ないということを明言というか、繰り返し答弁している。レツテル張りしないでくれとよく言われていますけれども、それに似ているわけですね。

しかし、實際はどうだつたか。實際は、労働運動、宗教団体、自由主義の団体、もうあらゆる団体が、政府批判をしたら全て弾圧の対象になつた。この協議罪に限つて言つても、例えば、学内で学生運動の方針を協議した行為とか、社会科学研究員の研究とか、いろいろな新聞の読者などをやつて獲得するかとか、そういうものを協議した行為が処罰対象になつてゐるわけですね。

大臣 こういう歴史的経過を見ますと、一たび行為主義の原則を逸脱する法律をつくれば、これはやはり際限なく拡大解釈されて、人権がじゅうりんされる。これが歴史の教訓じゃないかと思うんですが、大臣、いかがでしようか。

○金田国務大臣 治安維持法については申し上げ

る立場にはございません。

が、一般論として申し上げますと、法案を提出するに当たりまして、日本国憲法が保障する、思想信条の自由、適正手続の保障といった基本的人権を不当に制約することがないものとすることは当然のことである、このように考えております。

○藤野委員 やはり、こういう憲法の趣旨や実際の歴史から学んでいくことが必要だ。ですから共謀罪という法案を、まだ今から質疑するわけではありません。

ですが、検討中と言いますけれども、検討すること自体がやはり問題だ、それも今から見ていきたいと思います。

今、政府は、この共謀罪を新設しようとしてお

ります。配付資料の一、先ほども配付された資料

でありますけれども、朝日新聞の八月二十六日付。共謀罪を新設する法案を九月に召集される臨時国会での提出を検討していると、この臨時国会であります。

大臣は、先ほど、階委員の質疑に対し、現時

点で成案を得ていないとおっしゃいました。た

だ、一方で、報道を見ておりますと、九月二日に

自民党の二階幹事長は、TBSの番組で、まさ

に、この法案について、臨時国会に提出するかと聞かれて、準備が整えばそういうことだと思うと

いふことで、できるなら早く結果を出した方がいい

いふことで、そのような発言をされておりまして、ですか

ら、この臨時国会に向けてといふ話なんですね。

それで、自民党の幹事長がここまでおっしゃつた。この協議罪に限つて言つても、例えは、学内

で学生運動の方針を協議した行為とか、社会科学

研究員の研究とか、いろいろな新聞の読者をど

うやつて獲得するかとか、そういうものを協議し

た行為が処罰対象になつてゐるわけですね。

大臣 こういう歴史的経過を見ますと、一たび行為主義の原則を逸脱する法律をつくれば、これはやはり際限なく拡大解釈されて、人権がじゅうりんされる。これが歴史の教訓じゃないかと思うんですが、大臣、いかがでしようか。

○金田国務大臣 治安維持法については申し上げ

しては差し控えさせていただきたい。

そして、國際組織犯罪防止条約締結のための法

案を得てゐるものではないということを御理解い

る立場にはございません。

が、一般論として申し上げますと、法案を提出

するに当たりまして、日本国憲法が保障する、思

想信条の自由、適正手続の保障といった基本的人

権を不适当に制約することがないものとすることは

当然のことである、このように考えております。

○藤野委員 やはり、こういう憲法の趣旨や実際

の歴史から学んでいくことが必要だ。ですから

共謀罪という法案を、まだ今から質疑するわけ

ではありません。

が、一般的論として申し上げますと、法案を提出

するに当たりまして、日本国憲法が保障する、思

想信条の自由、適正手続の保障といった基本的人

権を不适当に制約することがないものとすることは

当然のことである、このように考えております。

○藤野委員 やはり、こういう憲法の趣旨や実際

の歴史から学んでいくことが必要だ。ですから

共謀罪という法案を、まだ今から質疑するわけ

ではありません。

が、一般的論として申し上げますと、法案を提出

するに当たりまして、日本国憲法が保障する、思

想信条の自由、適正手続の保障といった基本的人

権を不适当に制約することがないものとすることは

当然のことである、このように考えております。

○藤野委員 やはり、こういう憲法の趣旨や実際

の歴史から学んでいくことが必要だ。ですから

共謀罪という法案を、まだ今から質疑するわけ

ではありません。

が、一般的論として申し上げますと、法案を提出

するに当たりまして、日本国憲法が保障する、思

想信条の自由、適正手続の保障といった基本的人

権を不适当に制約することがないものとすることは

当然のことである、このように考えております。

○藤野委員 やはり、こういう憲法の趣旨や実際

の歴史から学んでいくことが必要だ。ですから

共謀罪という法案を、まだ今から質疑するわけ

ではありません。

が、一般的論として申し上げますと、法案を提出

するに当たりまして、日本国憲法が保障する、思

想信条の自由、適正手続の保障といった基本的人

権を不适当に制約することがないものとすることは

当然のことである、このように考えております。

○藤野委員 やはり、こういう憲法の趣旨や実際

の歴史から学んでいくことが必要だ。ですから

共謀罪という法案を、まだ今から質疑するわけ

ではありません。

が、一般的論として申し上げますと、法案を提出

するに当たりまして、日本国憲法が保障する、思

想信条の自由、適正手続の保障といった基本的人

権を不适当に制約することがないものとすることは

当然のことである、このように考えております。

○藤野委員 やはり、こういう憲法の趣旨や実際

の歴史から学んでいくことが必要だ。ですから

共謀罪という法案を、まだ今から質疑するわけ

ではありません。

が、一般的論として申し上げますと、法案を提出

するに当たりまして、日本国憲法が保障する、思

想信条の自由、適正手続の保障といった基本的人

権を不适当に制約することがないものとすることは

当然のことである、このように考えております。

○藤野委員 やはり、こういう憲法の趣旨や実際

の歴史から学んでいくことが必要だ。ですから

共謀罪という法案を、まだ今から質疑するわけ

ではありません。

が、一般的論として申し上げますと、法案を提出

するに当たりまして、日本国憲法が保障する、思

想信条の自由、適正手続の保障といった基本的人

権を不适当に制約することがないものとすることは

当然のことである、このように考えております。

○藤野委員 やはり、こういう憲法の趣旨や実際

の歴史から学んでいくことが必要だ。ですから

共謀罪という法案を、まだ今から質疑するわけ

ではありません。

が、一般的論として申し上げますと、法案を提出

するに当たりまして、日本国憲法が保障する、思

想信条の自由、適正手続の保障といった基本的人

権を不适当に制約することがないものとすることは

当然のことである、このように考えております。

○藤野委員 やはり、こういう憲法の趣旨や実際

の歴史から学んでいくことが必要だ。ですから

共謀罪という法案を、まだ今から質疑するわけ

ではありません。

が、一般的論として申し上げますと、法案を提出

するに当たりまして、日本国憲法が保障する、思

想信条の自由、適正手続の保障といった基本的人

権を不适当に制約することがないものとすることは

当然のことである、このように考えております。

○藤野委員 やはり、こういう憲法の趣旨や実際

の歴史から学んでいくことが必要だ。ですから

共謀罪という法案を、まだ今から質疑するわけ

ではありません。

が、一般的論として申し上げますと、法案を提出

するに当たりまして、日本国憲法が保障する、思

想信条の自由、適正手続の保障といった基本的人

権を不适当に制約することがないものとすることは

当然のことである、このように考えております。

○藤野委員 やはり、こういう憲法の趣旨や実際

の歴史から学んでいくことが必要だ。ですから

共謀罪という法案を、まだ今から質疑するわけ

ではありません。

が、一般的論として申し上げますと、法案を提出

するに当たりまして、日本国憲法が保障する、思

想信条の自由、適正手続の保障といった基本的人

権を不适当に制約することがないものとすることは

当然のことである、このように考えております。

○藤野委員 やはり、こういう憲法の趣旨や実際

の歴史から学んでいくことが必要だ。ですから

共謀罪という法案を、まだ今から質疑するわけ

ではありません。

が、一般的論として申し上げますと、法案を提出

するに当たりまして、日本国憲法が保障する、思

想信条の自由、適正手続の保障といった基本的人

権を不适当に制約することがないものとすることは

当然のことである、このように考えております。

○藤野委員 やはり、こういう憲法の趣旨や実際

の歴史から学んでいくことが必要だ。ですから

共謀罪という法案を、まだ今から質疑するわけ

ではありません。

が、一般的論として申し上げますと、法案を提出

するに当たりまして、日本国憲法が保障する、思

想信条の自由、適正手続の保障といった基本的人

権を不适当に制約することがないものとすることは

当然のことである、このように考えております。

○藤野委員 やはり、こういう憲法の趣旨や実際

の歴史から学んでいくことが必要だ。ですから

共謀罪という法案を、まだ今から質疑するわけ

ではありません。

が、一般的論として申し上げますと、法案を提出

するに当たりまして、日本国憲法が保障する、思

想信条の自由、適正手続の保障といった基本的人

権を不适当に制約することがないものとすることは

当然のことである、このように考えております。

○藤野委員 やはり、こういう憲法の趣旨や実際

の歴史から学んでいくことが必要だ。ですから

共謀罪という法案を、まだ今から質疑するわけ

ではありません。

が、一般的論として申し上げますと、法案を提出

するに当たりまして、日本国憲法が保障する、思

想信条の自由、適正手続の保障といった基本的人

権を不适当に制約することがないものとすることは

当然のことである、このように考えております。

○藤野委員 やはり、こういう憲法の趣旨や実際

の歴史から学んでいくことが必要だ。ですから

共謀罪という法案を、まだ今から質疑するわけ

ではありません。

が、一般的論として申し上げますと、法案を提出

するに当たりまして、日本国憲法が保障する、思

想信条の自由、適正手続の保障といった基本的人

権を不适当に制約することがないものとすることは

当然のことである、このように考えております。

○藤野委員 やはり、こういう憲法の趣旨や実際

の歴史から学んでいくことが必要だ。ですから

共謀罪という法案を、まだ今から質疑するわけ

ではありません。

が、一般的論として申し上げますと、法案を提出

するに当たりまして、日本国憲法が保障する、思

想信条の自由、適正手続の保障といった基本的人

権を不适当に制約することがないものとすることは

当然のことである、このように考えております。

○藤野委員 やはり、こういう憲法の趣旨や実際

の歴史から学んでいくことが必要だ。ですから

共謀罪という法案を、まだ今から質疑するわけ

ではありません。

が、一般的論として申し上げますと、法案を提出

するに当たりまして、日本国憲法が保障する、思

想信条の自由、適正手続の保障といった基本的人

権を不适当に制約することがないものとすることは

当然のことである、このように考えております。

○藤野委員 やはり、こういう憲法の趣旨や実際

の歴史から学んでいくことが必要だ。ですから

共謀罪という法案を、まだ今から質疑するわけ

ではありません。

が、一般的論として申し上げますと、法案を提出

するに当たりまして、日本国憲法が保障する、思

想信条の自由、適正手続の保障といった基本的人

権を不适当に制約することがないものとすることは

当然のことである、このように考えております。

○藤野委員 やはり、こういう憲法の趣旨や実際

の歴史から学んでいくことが必要だ。ですから

共謀罪という法案を、まだ今から質疑するわけ

ではありません。

が、一般的論として申し上げますと、法案を提出

するに当たりまして、日本国憲法が保障する、思

想信条の自由、適正手続の保障といった基本的人

権を不适当に制約することがないものとすることは

当然のことである、このように考えております。

○藤野委員 やはり、こういう憲法の趣旨や実際

の歴史から学んでいくことが必要だ。ですから

共謀罪という法案を、まだ今から質疑するわけ

ではありません。

が、一般的論として申し上げますと、法案を提出

するに当たりまして、日本国憲法が保障する、思

想信条の自由、適正手続の保障といった基本的人

の創設及び実施は各締約国に委ねられている、したがつて国内法の起草者は新しい法が国内の法的な伝統、原則及び基本法と合致するものとなることを確保しなければならない、こういう趣旨だと思つんですが、外務省、間違ひないですか。

○水嶋政府参考人 今委員の御指摘のありました立法ガイドでございますが、これは二〇〇四年に国連の薬物犯罪事務所、UNODCが作成をいたしたものでございます。

今御指摘のございましたバラグラフ四十三でございますが、これは、本条約に従つて定められる犯罪につきまして、国内法において具体的にどのように規定をするのか、ほかの国内法の規定等との整合性に配慮しながら締約国の国内法により定められることなどを説明するものだというふうに理解をしております。

○藤野委員 ですから、そういう意味で、先ほどの三十四条一項と同じ趣旨なんですね、国内法を優先する。基本原則にのつとつていれば。

その上で、同じガイドの五十一バラグラフ、何と書いてあるか。ちょっとと長くなるので、最後の部分だけ読みますけれども、第五条1(a)(1)及び(a)(ii)の二つの選択的なオプションは、このように、共謀の法律を有する諸国もあれば、犯罪の結社の法律を有する諸国もあるという事実を反映するためには設けられたものである、これらのオプションには、関連する法的な概念を持たない国が共謀罪及び結社罪のいずれの制度も導入することなしに組織犯罪集団に対し有効な措置を講ずることを認める余地がある。

要するに、共謀罪及び結社罪のいずれの制度も導入することなしに組織犯罪集団に対し有効な措置を講ずることを認める余地がある、こういう趣旨のバラグラフだと思いますが、間違ひありませんか。

○水嶋政府参考人 御指摘のバラグラフ五十一でございますが、この記載は、少なくとも、共謀罪または参加罪のいずれかを犯罪とすることを明確に義務づけております第五条1(a)の規定を前提と

して、共謀罪に関連する法的概念を有していない國が参加罪を選択した場合には、ほかのオプションである共謀罪を導入する必要はない、また、参加罪に関連する法的概念を有していない國が共謀罪を選択した場合に、ほかのオプションである参

加罪を導入する必要はないということを明示的に確認したものにすぎないと理解しております。UNODCに対して、趣旨につき確認をいたしましたところ、UNODCからは、このバラグラフは共謀罪及び参加罪の双方とも必要でないということを意味するものではないというふうな回答を得てございました。

○藤野委員 ですから、今のはその解釈を聞いたわけじゃないんです、五十一バラグラフに何と書いてあるかを私は聞いたわけです。

そこには明確に、いすれの制度も導入することなしに有効な措置を講ずることを認める余地があると書いてあるわけですね。その当てはめを何か今おっしゃいましたけれども、それをずっとこの間も言つてきているわけですが、しかし、五十一バラグラフ自身で、要するに国連の立法ガイドがそういう余地を認めている。

先ほど五条の話もありました。本体である五条でも、「必要な立法その他措置」とあるわけですね。

ですから、これは大臣、先ほど検討ということもおっしゃいましたけれども、何か、二つしかないみたいになことではなくて、その他の措置あるいは有効な措置というものを考えていく。つまり、条約は共謀罪の新設を不可欠なものとしていないというのが私は大変重要なところだというふうに思います。

実際のところもお聞きしたいんですが、先ほど大臣は百八十七カ国とおっしゃいました。この百八十七カ国のうち、条約の締結を受けて、その後共謀罪を新設した国というのはどれぐらいあるんでしょうか。

そこで、大臣は百八十七カ国とおっしゃいましたけれども、何が、二つしかないことではなくて、その他の措置あるいは有効な措置というものを考えていく。つまり、条約は共謀罪の新設を不可欠なものとしていないといふふうに思つています。

おっしゃったけれども、実際に二カ国しかつくっていない。しかも、もう一つ紹介しますと、例えればセントクリストファー・ネービズというのは、越境性と言われる、日本が要らないんだと言つていています。

要件をつけた共謀罪というのも、そういう例もあるわけですね。ですから、非常に限られていてる。だから、つくらなくとも締結できるわけですから、直ちに締結すべきだ。これも、日弁連も自由法曹団もずっとと言つてます。

そしてもう一点、テロということもおっしゃいました。先ほども議論がありましたけれども、私

に把握をしているわけではございませんけれども、本条約を締結するに当たりまして、いわゆる共謀罪に関して新たに国内法を整備した国としましては、ノルウェーあるいはブルガリアがあると承知をしております。

○藤野委員 ですから、百八十七やつたというとえらくたくさんに聞こえるんですけど、わずか二つ本だつて共謀罪をつくらずにこの条約を締結したらしいんですよ、直ちに。そして、いろいろの措置を具体化していかなければ。

まさにこの実例こそが、わざわざ共謀罪をつくらなくともこの条約は締結できるということを示しているというふうに思いますけれども、大臣、いかがですか。

○金田国務大臣 ただいま御指摘ありました条約の解釈については、本来外務省が所管する事項ではござりますけれども、國際組織犯罪防止条約を締結するためには同条約の第五条に従つて、重大な犯罪を行ふことを一または二以上の者と合意すること、組織的な犯罪集団の目的及び一般的な犯罪活動または特定の犯罪を行う意図を認識しながら組織的な犯罪集団の活動等に積極的に参加する個人の行為の一方または双方を犯罪化することが必要であると認識をしております。

○藤野委員 解釈の話じゃなくて、百八十七とおっしゃったけれども、実際に二カ国しかつくっていない。しかも、もう一つ紹介しますと、例えればセントクリストファー・ネービズというのは、越境性と言われる、日本が要らないんだと言つてます。

例えば爆弾テロ防止条約締結の際には新規立法する等、国内法で担保できないものについては改正を行う等をして条約の締結に当たつていると改めますテロ防止関連諸条約は十三本でございました。

○藤野委員 今十三あると御答弁いただきました。

配付資料をお配りしている三枚目がその十三条

もちよと聞きたいんですね。

立法ガイドを聞きますと何だか独自の解釈を入れられるので、こちらで紹介しますけれども、二十六バラグラフというのもあります。ここには十六バラグラフというのもあります。

十六バラグラフはこう言つております。金銭その他他の物質的利益を得ることをしない集団は含まれず、目標が純粹に非物質的利益にあるテロリスト

トグループや暴動グループは原則として組織的な犯罪集団には含まれないであろう、こう言つています。

けれども、組織犯罪防止条約の対象としている組織的な犯罪集団、これにテロリストが含まれるのかどうかということについて、国連立法ガイドの二十六バラグラフはこう言つております。

金銭その他他の物質的利益を得ることをしない集団は含まないかと、原則として組織的な犯罪集団には含まれないかと、どちらかといふことになります。

けれども、組織的な犯罪集団としている組織的な犯罪集団には含まれないかと、どちらかといふことになります。

どちらかといふことになります。

どちらかといふことになります。

どちらかといふことになります。

どちらかといふことになります。

どちらかといふことになります。

どちらかといふことになります。

どちらかといふことになります。

約のリストであります。すべて日本は締結しております。かつ国内法整備も進めていると今御答弁もありました。そういう意味では、テロ防止条約、いわゆる本来のテロ防止のための条約、日本は着々とやっているわけですね。

ですから、これを本当に実施していくことが本来の意味でのテロ防止に資する対策になつていくわけですから、テロ対策を理由に、もともと関係のないこの組織犯罪防止条約をやる、あるいはそれを共謀罪の根拠にするというのは、これは全く成り立たないというふうに言わざるを得ないと思うんですね。そういう意味で、そうしたことを口実にして共謀罪を導入していく、目指すといふことはやはりやめるべきだというふうに思います。

私たち日本共産党としましても、テロをなくしていくというのは大変重要な課題だと考えております。しかし、そのためには、国連安保理決議に基づいてテロ組織への人、金、武器の流れを断つことや、そもそも温床である、土壤となつてゐる貧困と格差の問題、民族的な宗教的差別、こうした問題でやはり日本が役割を果たしていく。シリアル、イラクなどの内戦、ますます悪化しておりますけれども、こうした地域の平和と安定を図ることや、難民の問題、これへの人道的な支援の強化という問題、いずれも大変大きな困難を伴う仕事ですけれども、だからこそ、憲法九条を生かして日本がこういう非軍事の政治的、外交的な対応に力を尽くすことが今求められているというふうに考えております。

そして、最後になりますけれども、この共謀罪、必要性がそもそも全くなないと私たちは思いましたが、今の日本の犯罪論、冒頭申し上げた行為主義のみならず、捜査のあり方、あるいは訴追、裁判のあり方、そして社会のあり方全体に本当に根本的な変質をもたらすものだというふうに思つております。

例えば捜査でいいますと、大臣にお聞きしたいのですが、犯罪が成立していないわけですから、第三者から見たらわからない、行為を見てもわか

らない。これを摘発していくことになります。かつ国内外も進めていると今御答弁もありました。そういう意味では、テロ防止条約、いわゆる本来のテロ防止のための条約、日本は着々とやっているわけですね。

ですから、これを本当に実施していくことが本来の意味でのテロ防止に資する対策になつていくわけですから、テロ対策を理由に、もともと関係のないこの組織犯罪防止条約をやる、あるいはそれを共謀罪の根拠にするというのは、これは全く成り立たないというふうに言わざるを得ないと思うんですね。そういう意味で、そうしたことを口実にして共謀罪を導入していく、目指すといふことはやはりやめるべきだといふふうに思います。

私たち日本共産党としましても、テロをなくしていくというのは大変重要な課題だと考えております。しかし、そのためには、国連安保理決議に基づいてテロ組織への人、金、武器の流れを断つことや、そもそも温床である、土壤となつてゐる貧困と格差の問題、民族的な宗教的差別、こうした問題でやはり日本が役割を果たしていく。シリアル、イラクなどの内戦、ますます悪化しておりますけれども、こうした地域の平和と安定を図ることや、難民の問題、これへの人道的な支援の強化という問題、いずれも大変大きな困難を伴う仕事ですけれども、だからこそ、憲法九条を生かして日本がこういう非軍事の政治的、外交的な対応に力を尽くすことが今求められているというふうに考えております。

そして、最後になりますけれども、この共謀

罪、必要性がそもそも全くなないと私たちは思いましたが、今の日本の犯罪論、冒頭申し上げた行為主義のみならず、捜査のあり方、あるいは訴追、裁判のあり方、そして社会のあり方全体に本当に根本的な変質をもたらすものだというふうに思つております。

例えば捜査でいいますと、大臣にお聞きしたいのですが、犯罪が成立していないわけですから、第三者から見たらわからない、行為を見てもわか

らない。これを摘発していくことになります。

○井野大臣 政務官 捜査のあり方については、刑事訴訟法百九十七条一項、任意捜査の原則、それ

ができない場合、それによる証拠収集が難しい場合には強制捜査、裁判所の令状を得てやるという

ことでござりますので、この原則はしっかりと守つて、特定の手法に頼るということが多い多

くなるんじゃないと思つうですが、大臣、この点はいかがでしようか。

○井野大臣 政務官 捜査のあり方については、刑事訴訟法百九十七条一項、任意捜査の原則、それ

ができない場合、それによる証拠収集が難しい場合には強制捜査、裁判所の令状を得てやるという

ことでござりますので、この原則はしっかりと守つて、特定の手法によるということはない

と思っております。

○藤野委員 いや、それはもう大前提なんですが、その百九十七条を初めとして、行為主義が大

原則なんですね。それを着手とみなして捜査の端緒にしていくというわけですが、共謀罪というの

は、予備行為もない、はあるか前の段階から捜査の対象にしていくことですから、それはい

るいろいろな捜査のやり方はありますよ、しかし、その中で、特定の、盗聴とかおとり捜査とか自白とか、こういうことに頼らざるを得ないんじやない

ですかというのが私の質問の趣旨なんです。

大臣、今度はお願ひします。

○金田国務大臣 國際組織犯罪防止条約を締結するための法律案ということで、そのあり方を慎重に

検討しているところでありまして、いまだ成案を得ていない段階でありますから、具体的な法律案を前提としてお答えすることは適当ではないと考

えておりません。

○藤野委員 いや、特定の法律案ではなくて、そもそも、予備よりも以前の共謀という、一般論と

して、これを捜査しようと思ったら、今までの行為主義を前提とした捜査手法は使えませんよね、

こういう話なんですね。ですから、これは、別に法

律案があるがなかろうが、十分答弁いただける

と思います。

ちょっと時間の関係で、同じような話ではあり

ますけれども、そういう意味では、これは裁判の構成要件そのものが非常に抽象的になつてくる。予備行為もないわけです。共謀、あるいは準備行為という話もありますが、その準備行為も非常に広範になると言われている。構成要件が非常に広範になりますと、証拠も必然的に非常に緩和されざるを得なくなつてくる。

実際、アメリカでは、共謀罪についてはいわゆる伝聞例外。伝聞法則というのがありますと、それが証拠に認められるためには大変厳しい要件がありますが、アメリカでは、この共謀罪普通はあるんですが、アメリカでは、この共謀罪につきまして、コンスピラシーの例外という法理が確立しております。そのもとで伝聞例外が非常に広範に認められて、共犯者の発言であればかなり証拠として採用される。通常の裁判では見られないような証拠採用の状況になつているということです。

よくアメリカでは訴追側のダーリンという言い方をするんですが、これの意味は、ダーリンといふのは寵児と訳されたり愛人と訳されたり秘蔵子と訳されたりいろいろしますけれども、検察側にとつてはそれだけありがたいというか重宝なものがこの共謀罪だということです。捜査段階、訴追段階、裁判段階、訴追側に相当有利だということを示しておられるわけですね。

そういう意味で、この点でも、共謀罪の導入と

いうのは、単なる犯罪体系あるいは犯罪論にとどまらず、捜査のあり方、裁判のあり方、これを根本的に変えていく大変危険な中身だというふうに思っています。

本日は、大臣におかれましては、TPPの特別委員会で御答弁の可能性があるということで、流動的な中で私どもの質疑におつき合いいただきまして、本当にありがとうございます。また、今回、きょうが初めての質疑ということになります。

○木下委員 日本維新の会、木下智彦でございま

す。

本日は、大臣におかれましては、TPPの特別委員会で御答弁の可能性があるということで、流動的な中で私どもの質疑におつき合いいただきまして、本当にありがとうございます。また、今回、きょうが初めての質疑ということになります。

また、委員の方々にも、これからよろしくお願ひいたします。

それでは、きょうは大臣の御所信に関する質疑

ということで進めさせていただきたいと思いま

す。

まず一つ目なんですけれども、大臣が最初のところでおられたのが、厳格な水際対策の徹底と円滑な入国審査の両立、こういったことをまず頭の方で述べられておりました。その中で言われてい

ます。また、私がお聞きしましたのが、ラグビーのワールドカップ二〇一九年、それから二〇二〇年の東京オリンピック・パラリ

ンピックで求められるような水際対策の強化といふふうなことを言わっていました。

ここで、最後の方にちょっと書いてあるんですけれども、個人識別情報を取得するバイオカード

お詫び申し上げます。この件は、私たる者としての立場から見ると、どうも同じような質疑があつたかと思うんですけれども、大臣はいらっしゃらなかつたので、もう一度ちょっとこの辺、お詫びをいただきたいんです。

度、審査時間が短縮していく、そのト
なっておりります。

私の方から聞かせていただきたいのは、先ほ
事務方の方から御答弁あつたのが、閑空で十月の
一日から十五日まで、まだ短い期間ですけれど
も、導入されて効果がありましたと。効果を今聞
るところ、一本、(西日本)年間で二年半(?)

度、審査時間が短縮していく そのようなことになつております。

してしまふと、大臣、内閣審査の待ち時間が四時間も縮されたといふうな話でしたか、それから三割か、どつかちよつとあれだつたんですけれども、効果はそういうふうな形で出でているといふうな話をされていました。

度、審査時間が短縮していく、そのようなことになっておりまます。

○木下委員 ありがとうございます。

先ほど、私の前の答弁でもあつたんですけれども、二〇二〇年には四千万人ほどの外国人の方々が来ていただくなことを想定されていると。二〇一五年でいうと、これは門さんの資料を見せていただいたんですけども、二〇一五年で千九百七十四万人。これはどんどんふえていきます。ターゲットとして、二〇二〇年は四千万人、二〇三〇年は六千万人というふうにおっしゃられたかと思うんですけども、これはターゲットをやま

では、この導人によつて、もしくはこの導人のほかで、一体、入国審査でどれくらいの時間をターゲットとして想定されているか、入国される外国人、一人頭、大体どれぐらいで、言葉はある

〇木下委員 ありがとうございます。
先ほど、私の前の答弁でもあつたんですけれども、二〇二〇年には四千万人ほどの外国人の方々が来ていただくようなことを想定されていると。二〇一五年でいうと、これは門さんの資料を見せていただきたいんですけども、二〇一五年で千九百七十四万人。これはどんどんふえていきます。ターゲットとして、二〇二〇年は四千万人、二〇三〇年は六千万人というふうにおっしゃられたかと思うんですけども、これはターゲットをやはりちゃんと定めているわけですね。
ということはどういうことかといふと、一人当たりの処理時間というのも、今はこういう効果が出ていますということ、一人頭大体何十秒ぐら

○井上政府参考人 バイオカートの導入の効果で
かもしませんが、処理時間何分くらいといふ
うなことを想定されているかということを教えて
いただけますか。

○木下委員 ありがとうございます。
先ほど、私の前の答弁でもあつたんですけれども、二〇一二〇年には四千万人ほどの外国人の方々が来ていただくようなことを想定されていると。二〇一五年でいうと、これは門さんの資料を見せていただいたんですけども、二〇一五年で千九百七十四万人。これはどんどんふえていきます。ターゲットとして、二〇二〇年は四千万人、二〇三〇年は六千万人というふうにおっしゃられたかと思うんですけども、これはターゲットをやはりちゃんと定めているわけですね。

ということはどういうことかというと、一人当たりの処理時間というのも、今はこういう効果果が出ていますということ、一人頭大体何秒ぐらいいですね、何分ぐらいですねと今おっしゃられているんですねで、けれども、これは、一人当たりの処理時間というのもしっかりとやつていかなきやいけないと思うんです。ターゲットをやつていかな

「ございますが、先ほど四割と申しましたのは昨年の同時期との比較でございまして、実はその間、入国者もふえているんですが、ベースもふえておりまして、そういう意味で、単純な比較は困難な

○木下委員 ありがとうございます。
先ほど、私の前の答弁でもあつたんですけれども、二〇二〇年には四千万人ほどの外国人の方々が来ていただくようなことを想定されていると。二〇一五年でいうと、これは門さんの資料を見せていただいたんですけれども、二〇一五年で千九百七十四万人。これはどんどんふえていきます。ターゲットとして、二〇二〇年は四千万人、二〇三〇年は六千万人というふうにおっしゃられたかと思うんですけれども、これはターゲットをやはりちゃんと定めているわけですね。
ということはどういうことかというと、一人当たりの処理時間というもの、今はこういう効果が出ていますということ、一人頭大体何秒ぐらいですね、何分ぐらいですねと今おっしゃられていたんですけれども、これは、一人当たりの処理時間というのもしっかりとやつていかなきゃいけないと思うんです。ターゲットをやつていかなきゃいけない。
そもそも、これが、文句をつけたらいけないところなのかも知れないんですけども、えでして役所のやることでは、そういったことを、言葉はないと思うんです。ターゲットをやつていかなきゃいけない。

んですが、あえて比べると、最長待ち時間として
は四割減りました。

度、審査時間が縮んでいくそのようなことになっておりまます。

○木下委員 ありがとうございます。

先ほど、私の前の答弁でもあつたんですけれども、二〇二〇年には四千万人ほどの外国人の方々が来ていただくようなことを想定されていると。二〇一五年でいうと、これは門さんの資料を見せていただいたんですけども、二〇一五年で千九百七十四万人。これはどんどんふえていきます。ターゲットとして、二〇二〇年は四千万人、二〇三〇年は六千万人というふうにおつしやられたかと思うんですけども、これはターゲットをやはりちゃんと定めているわけですね。

ということはどういうことかといふと、一人当たりの処理時間というのも、今はこういう効果が出ていますということと、一人頭大体何秒ぐらいいですね、何分ぐらいですねと今おつしやられていたんですねけれども、これは、一人当たりの処理時間というのもしっかりとやつていかなきゃいけないと思うんです。ターゲットをやつていかなきゃいけない。

そもそも、これが、文句をつけたらいけないところなのかも知れませんが、えでして役所のやることでは、そういったことを、言葉はあれかもしれません、マーケティングがなかなかうまくきていない部分があるんじゃないかなと思ってるんです。だから、今どういう状態にあって、何分ぐらいで処理ができる、総数で何人

縮されたということです」といいます。

度、審査時間が短縮していく、そのようなことになっておりまます。

○木下委員 ありがとうございます。

先ほど、私の前の答弁でもあつたんですけれども、二〇二〇年には四千万人ほどの外国人の方々が来ていただくようなことを想定されていると。二〇一五年でいうと、これは門さんの資料を見せていただいたんですけども、二〇一五年で千九百七十四万人。これはどんどんふえていきます。ターゲットとして、二〇二〇年は四千万人、二〇三〇年は六千万人というふうにおっしゃられたかと思うんですけども、これはターゲットをやはりちゃんと定めているわけですね。

ということはどういうことかというと、一人当たりの処理時間というのも、今はこういう効果が出ていますということと、一人頭大体何十秒ぐらいですね、何分ぐらいですねと今おっしゃられていたんですけども、これは、一人当たりの処理時間というのもしっかりとやつていかなきゃいけないと思うんです。ターゲットをやつしていくかなきゃいけない。

そもそも、これが、文句をつけたらいけないとこらなのかもしないんですけども、えてして役所のやることでは、そういうことを、言葉はあれかもしれません、マーケティングがなかなかうまくできていない部分があるんじゃないかなと思ってるんです。だから、今どういう状態にあって、何分ぐらいで処理ができる、総数で何人ぐらい処理できるんだ、これをしつかり計画を立てていく必要があるというふうに思っているんですね。

ちょっとここから長々と私の経験でお話をさせ

れを照合して最終的にオーケーを出す。大体案件によつていろいろでござりますけれども、一番シンプルな短期滞在の形態でありますれば、六十秒から、もう少し、七十秒くらいで通過できる

○木下委員 ありがとうございます。
先ほど、私の前の答弁でもあつたんですけれども、二〇二〇年には四千万人ほどの外国人の方々が来ていただだくようなことを想定されていると。二〇一五年でいうと、これは門さんの資料を見せていただいたんすけれども、二〇一五年で千九百七十四万人。これはどんどんふえていきます。ターゲットとして、二〇二〇年は四千万人、二〇三〇年は六千万人というふうにおっしゃられたかと思うんですけども、これはターゲットをやはりちゃんと定めているわけですね。
ということはどういうことかというと、一人当たりの処理時間というのも、今はこういう効果が出ていますということ、一人頭大体何十秒ぐらいですね、何分ぐらいですねと今おっしゃられていましたんですけれども、これは、一人当たりの処理時間というのもしっかりとやつていかなきゃいけないと思うんです。ターゲットをやつていかなきゃいけない。
そもそも、これが、文句をつけたらいけないところなのかもしれないんですけども、えてして役所のやることでは、そういうことを、言葉はあれかもしれません、マーケティングがなかなかうまくきていない部分があるんじゃないかなと思ってるんです。だから、今どういう状態にあって、何分ぐらいで処理ができる、総数で何人ぐらい処理できるんだ、これをしっかりと計画を立てていく必要があるというふうに思つてゐるんですね。
ちょっとここから長々と私の経験でお話をさせさせていただきたいんですねけれども、午前中も邊塚委員の方から、ウズベキスタンに行かれた、ウズベキスタンという国はすごくいい国だったというふうにおっしゃられていましたんですね。ただ、入国情度、審査時間が縮していく、そのようなことになつております。

ケーブルが多すぎるので、
そのあたりにつきまして、指紋と顔写真を前

度、審査時間が短縮していく、そのようなことになっておりまます。

○木下委員 ありがとうございます。

先ほど、私の前の答弁でもあつたんですけれども、二〇二〇年には四千万人ほどの外国人の方々が来ていただくようなことを想定されていると。二〇一五年でいうと、これは門さんの資料を見せていただいたんですけれども、二〇一五年で千九百七十四万人。これはどんどんふえていきます。ターゲットとして、二〇二〇年は四千万人、二〇三〇年は六千万人というふうにおつしやられたかと思うんですけれども、これはターゲットをやはりちゃんと定めているわけですね。

ということはどういうことかというと、一人当たりの処理時間というもの、今はこういう効果が出ていますということで、一人頭大体何秒ぐらいいですね、何分ぐらいですねと今おつしやられていたんですけども、これは、一人当たりの処理時間というのもしっかりやっていかなきゃいけないと思うんです。ターゲットをやっていかなきゃいけない。

そもそも、これが、文句をつけたらいけないところなのかも知れないんですけども、えでして役所のやることでは、そういったことを、言葉はあれかもしれません、マーケティングがなかなかうまくできない部分があるんじゃないかなと思っているんです。だから、今どういう状態にあって、何分ぐらいで処理ができる、総数で何人ぐらい処理できるんだ、これをしつかり計画を立てていく必要があるというふうに思っているんですね。

ちょっとここから長々と私の経験でお話をさせさせていただきたいんですけども、午前中も蓬坂委員の方から、ウズベキスタンに行かれた、ウズベキスタンという国はすごくいい国だったというふうにおつしやられていましたんですね。ただ、入国審査に一時間か二時間か、二時間とおつしやられてましたつけ、言われたと思うんです。それには

元一ノ用ノ武ノ事

6

日間滞在しているのかということを管理するというのをやられているんです。イスラエルの場合なんかは相当リスク管理が大変だから、そういうふうなことをやられている。

これは通常でそういうことをやられているんですけども、ここで大臣も含めてちょっと御見解を聞きたいなと思っていますが、それともオリンピック、どこまでそういう管理をしていくのかということなんです。

というのは、先ほど、一番冒頭に聞きましたけれども、処理時間は大体何分ぐらいにすることをターゲットにしてますかと。リスクと、それから海外の方々から、来やすい、そして安全で安心だと思ってもらえる、これはもう刃の剣だと思います。両方をどういうふうにしてやっていくか、これをマネジメントすることこそが一番重要なことだと思っているので、もしもこれがターゲットとするものが何かと明確に決まっていないのであれば、今すぐにでもこういう話の議論を始めほしい、そういう思いがありまして、大臣にその辺も含めて御所見をいただければと思います。

○金田国務大臣　ただいまの委員のお話を伺つて、まあそんなんだろうなどいう思いを持ちました。

本当に、その国々によって、入国管理それから入国審査、そういうものはやはり厳格に行なう。それから円滑に行なう、それをどこで調和させるか、そういう課題を非常に真剣に対応させているのはどの国も同じなんだろうと思います。

特に、我が国の場合は、年間八百万人ぐらいだったた、そういう入国者は今や二千万人になり、

そしてまた、二〇一〇年を控えて四千万人という考え方も出ている中で、どこまでどういうふうに厳格な入国管理と円滑な入国審査を調和させるか、そのところは非常に大きな問題になるなどいふことを、今お話を伺つて感じた次第であります。

ですから、その点は私どもも入国管理局とともにしっかりと議論をしていきたいな、こういうふうなことをやっています。ロシアもそういうことをやられている。

木下委員　ありがとうございます。突然の御見解を求めたところで、大臣は本当に自分のお言葉

をお答えいただいたと思うんです。

これは恐らく、入管だけでは済まない話だと思います。今もうなづいていらっしゃいます。こ

れはやはり日本の政府が横断的に取り組んでいか

なければならぬし、そうやることによって最大限の効果が生まれると私は信じております。私

がこういうことを言うのもなんですけれども、そ

ういったところも含めて、大臣、政府の中でイニシ

アチブをとつていただきて、御意見をどんどん入

れていくいただきたいと思いますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

そうしましたら、次の話題に行きます。

次は、ちょっと後ろの方へ飛びまして、外国人

材の受け入れというふうな話も大臣の方からお話を

がありました。

最初、ここでちょっと中身を読ませていただきま

すと、「外国人材の受け入れについては、日本

再興戦略等に掲げられた施策の実現により、日本

経済の活性化に資する外国人の受け入れの促進に

努めてまいります。」といふうにまず言われてお

ります。その後に、技能実習制度についてといふ

ところ、前国会で審議を大分尽くした話につい

てしつかりとやつていかれるというふうな形。こ

れはちゃんと段落を分けたお話をされていたかと

いうふうに私は思つていてるんですね。

ただ、ここで、大臣がいらっしゃなかつた、

前国会のときは岩城前大臣だつたので、ちょっと

おざらいをさせていただきたいところがあるんで

すね。それは何かというと、まず最初に、外国人

の技能実習制度。

これから採決を衆議院の中でもやつていこう、

この委員会でやつていこうという話なんですか

ども、この技能実習制度の一番の目的は何か、ど

じょうに閣議決定されているところで、産業競争

度お聞かせいただきたいというふうに思います。

○金田国務大臣　技能実習制度の一番の目的とい

う御質問でございます。

私は、技能実習制度は、今回の法案によりまし

て適正化を図りつつ、やはり開発途上国への技能

移転を通じました国際貢献ということが制度の趣

旨に沿つたものとして一番言えるのではないか

な、こういうふうに考えております。

○木下委員　ありがとうございます。予想してい

たお答えをいたいたと思います。

そうなんですね。外国人技能実習制度は、言う

までもなく、ここにいらっしゃる方々、たくさん

の方々が御認識のとおり、国際貢献が一番大き

なことだということです。ただ、いろいろな問題が

あつて、外国人の技能実習制度自体に問題がある

から改正していくという話になつたんですね。

そうすると、何が問題だったかと私が再三再四

前国会で言わせていただいたことは何かという

と、そもそも政府の、今、働き手の不足を補う

部分に対してこの外国人技能実習制度をあたかも

活用しよう、そういうふうにするものであつては

ならないんじゃないかな、そもそもその考え方が

いろいろな制度の問題点といつもの根幹になつ

ているんじゃないかなというお話をずっとさせてい

ただいたんです。ですから、大臣に一度御所見を

いたいたということなんですね。

井上政府参考人　お答えいたします。

再興戦略の記載は毎年少しづつ微妙にずれていますが、これまでのところは、最初から技能実習制度につ

ておりますけれども、

まさにこれはその制度趣旨を徹底するために適正化

するんだという位置づけで、ただ、記載場所につ

いてちょっと委員の方から疑義を抱かれていたと

思いますが、少なくとも今回の法案においては、

までは、法案の中で基本理念として「技能実習

は、労働力の需給の調整の手段として行われては

ならない」と明記してございまして、その辺は明

らかにさせていただいているところでございま

す。

○木下委員　そういう形でうまく明らかにして

いつていただきたいんです。

そうはいいながら、先ほど言いました産業競争

力の強化に関する実行計画、これは大体二月ご

ろ、一月、二月、年を越えたところで出ます

で、まだこの指摘させていただいたことが反映さ

れていないというふうに私は思つているんです

ね。私が言つたからどうこうという話じゃないの

かもしれないけれども、次年度産業競争力の強

化に関する実行計画が出でくるときには、こう

いつたところをしつかりと明確に分けていただく

よう大臣の方からも御指導いただきたいというふうに思いますので、ぜひよろしくお願ひいたします。うなずいていただいたので、御答弁なくてはいけないかと思います。

そうしたら、最後、あと数分になりましたので、もう一つ、きょうもいろいろな方々からお話をあつた件で、これは時間がないので、また今度続けてやりたいと思つているんですけれども、死刑制度のあり方について。

きょうもお二方ぐらいですか、質疑されておりましたけれども、大臣が御就任されて、八月三日、記者会見の中で、大体趣旨としては、罪責が著しく重大な凶悪犯罪には死刑を科すこともやむを得ないと考える、廃止は適当ではない、そういう趣旨のことをおっしゃられたというふうに言つているんですね。

大臣としては、そういうことをしつかりと言わるということは、死刑制度がどうか、その是非についてということは別としても、非常に必要なことなんだと思います。

というのは、ちょっとそこが残念かなというふうに思つていたんですけども、前回、岩城前大臣、これは比べると本当に申しわけないんですけども、岩城前大臣が言っていたのは、法秩序の厳守というような感じの言葉をよく使われていたんですね。先ほど金田大臣の方からも、ほかの方の質疑に対する御答弁で、裁判では特に慎重かつ厳正に対処すると。まあ、同じような形。ただ、私は思うんですけども、法秩序を厳正に守つていくという形にしてほしかったなどいうふうに思つていてるんですね。

されども、ちよつとそこは事務の方にお聞かせいただきたいんですけども、死刑の確定判決が出て未執行の件数、これは今現在何件といふうになつておりますでしょうか。

○林政府参考人 昨日現在で法務省において把握しております死刑判決の確定者は、百三十名でござります。

○木下委員 これは、確定判決が出て、法律上は六ヶ月以内に刑を執行するというのが基本的には決まっています。そのうち六ヶ月を超えている件数は、百三十件中何件でしようか。

○林政府参考人 同じく昨日現在、当局において把握している限りで申し上げますと、判決確定後六ヶ月を経過している者は百二十六名でござります。

○木下委員 百二十六名。前回聞いたときは、未執行の件数と、それから六ヶ月を超えているものが全件だったんですね。今回はその間に判決されたものがあるからということだと思つんですけども、こういう状態なんです。法律で定められている六ヶ月以内に執行されていない件数がほぼほぼ全数だということ。

ただ、そうはいいながら、なぜそういうふうなことが起るかということなんですねけれども、実質的に、法で定められた期間を超過するのは、これは訓示規定としてよしとしている。よしとしているという言葉があれかもしれません、訓示規定だというふうに言われているんですね。

この訓示規定というのは何なんですか、これをちょっと教えていただきたいんですけども。○林政府参考人 訓示規定と申しますのは、各種の手続を定める規定のうちで、専ら裁判所でありますとか行政機関への命令の性格を持つて、これらの機関がそれに違反しても行為の効力自体には影響がないような規定である、このように理解されております。

○木下委員 効力に影響がないとおっしゃられてるんですけども、これは逆の意味があると思うんですね。

逆に、結局、何でこの期間、何を大事にされてるのかと前にも聞いたことがあるんですけども、人の生命にかかることだから、もしくは、冤罪の可能性云々があるから慎重に対処しなければいけないというふうにおっしゃられているんですけども、それが、法律に定められているけれども、それからその後の部分に挿まつていくのかと、刑の執行されるまでの間に、この部分が明らかにならないわけですよ。大臣も、これはこれ以上は聞かないでけれども、多分いろいろ思われている部分もあると思うんです。そういうことを考へると、この法律を今こそ真剣に見直すべきなんぢやないかな、見直しを検討していくべきなんぢやないかな、というふうです。

現実問題として、法律の中で六ヶ月以内というふうに書いていながら、六ヶ月以内に刑が執行されているという人がほぼほぼいないという状態に、この法律の意味合いというのが何なのかといふことなんですね。

これは別に死刑制度がどうこうという問題ではなく、法律が実質的に効力がないというふうに今はおっしゃられました。そういう法律のもとに裁かれているということになつてしまふんじゃないかと思うんですけども、大臣、この辺も考えて、法の秩序という意味でどう思われているかということの御見解をいただきたいと思います。

○金田国務大臣 刑事訴訟法の第四百七十五条第二項本文におきましては、死刑の執行の命令は、判決確定の日から、御指摘のように六ヶ月以内にしなければならない旨が規定されておりますが、これは一般に訓示規定ということで解されているわけであります。

六ヶ月以内に死刑の執行の命令がなされなくとも、裁判の執行とはいえ、人の命を絶滅めて重大な刑罰の執行に関することであるため、その執行に慎重を期していることによるものであつて、違法であるとまでは考えておりません。

○木下委員 慎重になるというのはわかるんですけども、では、裁判とはなんですか。確定した判決に対しても大臣が慎重にと言ふ、大臣の考え方がそこからその後の部分に挿まつていくのかと、刑の執行されるまでの間に、この部分が明らかにならないわけですよ。大臣も、これはこれ以上は聞かないでけれども、多分いろいろ思われている部分もあると思うんです。そういうことを考へると、この法律を今こそ真剣に見直すべきなんぢやないかな、見直しを検討していくべきなんぢやないかな、というふうです。

○鈴木委員長 次回は、来る二十一日金曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

どうもありがとうございました。

○鈴木委員長 次回は、来る二十一日金曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時三十二分散会

ら先は御答弁を求めさせんけれども、私の思いなんですか。今回、日弁連から死刑制度廃止の話がありました。きょうは、その話をほとんど皆さん具体的にはされてないのではありません。これが私はおかしいと思うんですよ。なぜならば、弁護士の方々は全員、各地の弁護士会に所属されているんですよ。ということは、日弁連の組織の中に皆さんいらっしゃることになるんです。

犯罪被害者の人たちも、刑事案件じゃなく民事の方になるのかもしれないが、弁護士の方々にいろいろと頼むわけですよ、厳正に処罰してほしいあるとか。それとか民事裁判なんか、相手を、犯罪者を懲らしめてやりたいという感情が強いです。でも、その頼む弁護士さんが全員日弁連の組織の中に入る。そういう日弁連の人たちが組織として、死刑制度は反対だ、廃止するんだというふうな宣言をするというのは、私はこれはおかしいと思ってるんです。

弁護士の方々の中にも、当然、死刑制度廃止ということに反対とおっしゃられる方もいらっしゃる中で、そうなれば、この弁護士の制度、全員が日弁連に入らなきゃいけないとかそういうことも含めて、もう少しこれは真剣に、こういった委員会の中でも考えていく、討議するべきだというふうに思つておりますので、この辺についても、以降、大臣も交えて御討議させていただきたいと思います。

平成二十八年十一月七日印刷

平成二十八年十一月八日發行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

U